

「世界に羽ばたく国際都市 泉佐野」

－ひとを支え ひとを創り 賑わいを創る－

第5次泉佐野市総合計画 後期基本計画

（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

令和6（2024）年3月

泉 佐 野 市

目 次

は じ め に	1
-------------------	---

第1章 地域の強みを生かし、賑わいを創り出すまちづくり（活力・賑わい）

第1節 観 光	
1-1 観光産業の発展	3
1-2 良好な景観の形成	6
1-3 歴史文化の保存活用	7
第2節 国際化	
2-1 国際化の推進	9
2-2 りんくうタウンを生かした国際化	10
第3節 産 業	
3-1 農業振興	12
3-2 森林保全	15
3-3 漁業振興	16
3-4 商工業振興	18
第4節 雇用・労働	
4-1 就労支援の推進	20
4-2 労働環境と勤労者福祉の充実	22

第2章 ひとを豊かに育むまちづくり（子育て・教育）

第1節 子ども・子育て	
1-1 家庭と地域における子育て支援	24
1-2 教育・保育の充実	26
1-3 ひとり親家庭への支援	28
1-4 少子化対策の推進	29
1-5 母子保健事業の推進・充実	30
第2節 学校教育	
2-1 義務教育の充実	32
2-2 地域連携の充実	35
2-3 人権教育の充実	36
2-4 学校給食の充実	38
第3節 生涯学習・スポーツ	
3-1 生涯学習の推進	40
3-2 生涯スポーツの振興	42
3-3 新たな文化創造・文化活動の推進	44

3-4	地域の社会教育活動への支援	46
3-5	青少年の健全育成	47

第3章 市民と協働し、すべてのひとが輝けるまちづくり（自律・協働・多様性）

第1節 地域共助・地域コミュニティ

1-1	地域コミュニティ活動の支援	49
1-2	地域防災の推進	51
1-3	地域の防犯対策等の充実	53

第2節 人権・多文化共生

2-1	人権尊重の社会づくり	55
2-2	人権擁護の充実	57
2-3	恒久平和精神の環境づくり	59
2-4	男女共同参画の実現に向けた社会づくり	60
2-5	多文化共生の実現に向けた社会づくり	62

第4章 すこやかで、ひとがつながり支え合うまちづくり（支え合い・福祉・健康）

第1節 地域福祉

1-1	地域で支え合う福祉の促進	64
-----	--------------	----

第2節 高齢者福祉

2-1	地域で自分らしく暮らすための支援	67
-----	------------------	----

第3節 障害者福祉

3-1	地域における自立した生活への支援	69
-----	------------------	----

第4節 健康・医療

4-1	健康づくり支援の充実	71
4-2	疾病の予防・早期発見の推進	73
4-3	医療体制の充実	75

第5章 安全でひとと環境にやさしいまちづくり（安全・防災・環境）

第1節 消防・防災

1-1	消防・防災の充実	77
-----	----------	----

第2節 環境衛生・環境保全

2-1	環境衛生の充実	79
2-2	環境保全の推進	81
2-3	循環型社会の構築	82

第3節 廃棄物処理

3-1	安全で適切な廃棄物処理の推進	84
-----	----------------	----

第4節 生活安全

- 4-1 消費生活の安定・向上・・・・・・・・・・・・・・ 86
- 4-2 交通安全の推進・・・・・・・・・・・・・・ 88

第6章 快適で住みやすいまちづくり（快適・憩い・生活基盤）

第1節 道路・交通

- 1-1 快適で住みやすいまちづくり・・・・・・・・・・・・ 90
- 1-2 道路環境の充実と道路網の整備・・・・・・・・・・・・ 91

第2節 公園・緑地

- 2-1 憩いとレクリエーション空間の形成・・・・・・・・・・・・ 93

第3節 上下水道

- 3-1 安全で安定した水の供給・・・・・・・・・・・・・・ 94
- 3-2 下水道整備の推進・・・・・・・・・・・・・・ 96

第4節 住 宅

- 4-1 安全で快適な住宅地の整備・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 4-2 市営住宅の整備・・・・・・・・・・・・・・ 100

第5節 市街地整備

- 5-1 地域に合った都市機能の形成、安全で快適なまちづくり
の推進・・・・・・・・・・・・・・ 101

第7章 総合計画の実現に向けて

第1節 挑戦的な自治体経営

- 1-1 魅力的なシティプロモーション・・・・・・・・・・・・ 102
- 1-2 民間活力・・・・・・・・・・・・・・ 104
- 1-3 広域行政・・・・・・・・・・・・・・ 105
- 1-4 組織運営・・・・・・・・・・・・・・ 106

第2節 財政基盤の確立

- 2-1 財政運営・・・・・・・・・・・・・・ 107
- 2-2 新たな歳入の確保・・・・・・・・・・・・・・ 108

第3節 進行管理

- 3-1 行政への参画・・・・・・・・・・・・・・ 109
- 3-2 本計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・ 110

<資 料>

- 重要業績評価指標一覧表・・・・・・・・・・・・・・ 111

はじめに

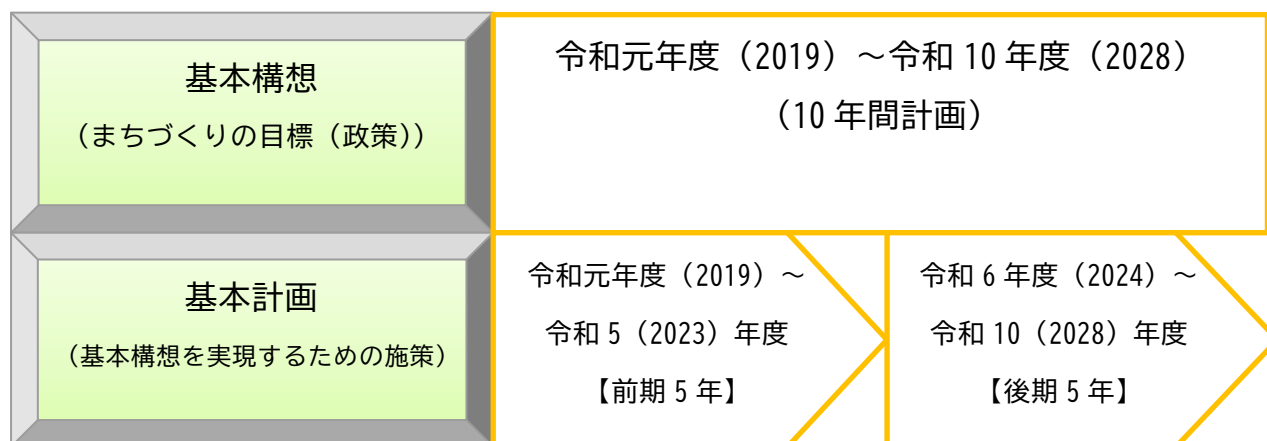
平成31年3月に策定いたしました「世界に羽ばたく国際都市 泉佐野ーひとを支え ひとを創り 賑わいをつくるー」を将来像とした第5次泉佐野市総合計画は、令和元年度～令和10年度の10年間の計画であり、将来のまちづくりの基本理念や将来像、その将来像を実現するための政策の方向性、政策を実現するための施策などを示すものです。

計画は、基本構想と基本構想を実現するための施策を掲げた基本計画から成り立っており、さらに基本計画は令和元年度～令和5年度までの前期基本計画と令和6年度～令和10年度までの後期基本計画で構成されています。

基本構想は、本市のめざすべき10年後の将来像を明確にしたものであり、そのうちの前期5年が経過しようとする中での基本計画については、これまでの前期基本計画をふまえた形で見直しをすることを基本に、後期基本計画を策定いたしました。具体的には、前期5年の間には、新型コロナウイルス感染症をはじめ、国内で頻発・激甚化する自然災害など、予測不能な出来事が続き、大きな社会変容が生じていること、本市を取り巻く環境も大きく変化する中で新たな事業も次々と進めていること、また令和5年1月実施の市民アンケート調査結果をふまえ、前期基本計画における各施策の現況と課題、基本方針、重要業績評価指標及び基本事業の時点修正を行い、併せて計画期間の最終年度である令和10年度における目標値も改めて設定いたしました。

今後の各施策の進捗状況については、これまでどおり、毎年の行政評価にて確認していくこととします。

(参考) 第5次泉佐野市総合計画の構成



第1章 活力・賑わい

第1節 観光

1-1 観光産業の発展

〈現況と課題〉

- 訪日外国人旅行者は着実に増え続けており、観光関連産業の活性化が期待されています。
- 日本版DMO「泉佐野シティプロモーション推進協議会^{※1}」は、市や観光協会と連携し、本市のまちの活性化に取り組んでいます。
- 日本版DMOを中心とした組織体制の構築のため、官民連携した効果的な役割分担をしていく必要があります。
- 観光産業の活性化が期待される中、目的地となるための観光地経営を担う人材を育成していく必要があります。
- 訪日外国人旅行者のさらなる増加に向けて、訪日外国人旅行者が快適に観光を満喫できる環境を整備していく必要があります。
- 堺市以南の9市4町で設立した地域連携DMO「KIX泉州ツーリズムビューロー^{※2}」で広域的に観光振興事業を行うことにより、訪日外国人旅行者の泉州地域への誘客が期待されています。
- 観光協会等と連携して、自然、歴史、文化等の豊富な観光資源をいかしたイベントの開催や支援を行うことにより、一定の集客を確保していますが、市内の歴史ある伝統文化を活用した賑わいを創出するとともに、地域コミュニティを維持・形成していく必要があります。
- 観光関連団体と連携して、市内の宿泊・観光施設との情報のネットワークを構築し、まち処^{※3}や観光情報センター、インターネット、SNS等を活用したリアルタイムな観光情報の提供に努めるとともに、訪日外国人旅行者に対する情報発信として多言語による案内にも取り組んでいく必要があります。

〈基本方針〉

- 「泉佐野シティプロモーション推進協議会」、「泉佐野市観光協会」を中心として、目的地となるための観光振興の組織体制を構築します。
- 目的地となるための観光地経営をめざして、イノベーションを起こす人材の育成を実現するために、観光関連団体において、人材育成の動きが自立的かつ持続的に発展する環境の整備を支援します。
- 訪日外国人旅行者の滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動等の円滑化を図るため、多言語による案内をはじめとする受入環境整備に取り組みます。
- 「KIX泉州ツーリズムビューロー」と連携し、広域的に観光振興事業を行い、泉州地域への誘客に努めます。
- 豊富な観光資源を活用した市民団体等の主催イベントを側面的に支援します。
- SNS等を活用して、市の魅力や観光情報をリアルタイムに市内外へ発信し、観光客の誘致に努めます。

＜重要業績評価指標(KPI)＞

- 市内の年間延べ宿泊者数（※他の統計調査に合せて暦年値にしています。）

2017(平成29)年	1,555,470 人
2023(令和 5)年	2,000,000 人
2028(令和10)年	2,300,000 人

- 市内の年間外国人延べ宿泊者数（※他の統計調査に合せて暦年値にしています。）

2017(平成29)年	989,440 人
2023(令和 5)年	1,400,000 人
2028(令和10)年	1,700,000 人

- 観光交流プラザ「りんくうまち処」・観光おもてなしプラザ「泉佐野まち処」・泉佐野市観光情報センターの年間利用者数

2017(平成29)年度	<u>95,940</u> 人
2023(令和 5)年度	<u>111,000</u> 人
2028(令和10)年度	<u>124,000</u> 人

- 観光交流プラザ「りんくうまち処」・観光おもてなしプラザ「泉佐野まち処」の売上額

2017(平成29)年度	<u>20,710,475</u> 円
2023(令和 5)年度	<u>16,200,000</u> 円
2028(令和10)年度	<u>19,200,000</u> 円

- イベント集客数(市内開催に限る。)

2017(平成29)年度	136,774 人
2023(令和 5)年度	170,000 人
2028(令和10)年度	200,000 人

＜基本事業＞

【組織体制の整備と人材育成】

- 観光関連団体との連携を強化し、目的地となるための観光振興に資する組織体制の整備を行います。
- 観光産業の活性化により、雇用の創出が見込まれることから、目的地となるための観光振興に寄与する人材の育成を支援します。

【受入環境整備】

- 多様化する訪日外国人旅行者のニーズに対応するため、まち処を拠点として、おもてなし精神を持った多言語による観光情報等の案内に努めます。
- 主要な観光スポット等に誘導するため、ホームページや案内板等を多言語化することにより、言語のバリアフリー化に努めます。

- 産官学民連携により、観光資源を最大限に活用し、本市の魅力向上に努めます。

【観光地域マーケティング】

- 「泉佐野シティプロモーション推進協議会」との連携を強化し、観光関連データ等の継続的な収集・分析を行い、マーケティングデータに基づく明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりをめざします。

※1) 泉佐野シティプロモーション推進協議会：

一般社団法人の地域DMOのこと。泉佐野市を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行い、泉佐野市への集客の向上を図るとともに、地域の活性化とさらなる発展に寄与することを目的とする。

※2) KIX泉州ツーリズムビューロー：

一般社団法人の地域連携DMOのこと。泉州観光プロモーション推進協議会、KIX泉州国際マラソン実行委員会、華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会の3団体を統合の上、平成30年4月1日に設立された。泉州地域における多彩な伝統及び文化等を生かした観光振興に関する事業を泉州地域の企業や住民その他関係者の協力を得て行うことにより、観光産業の成長を図り、もって泉州地域の文化の創造、人材の育成及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

※3) まち処：日本政府観光局(JNTO)に認定された外国人観光案内所で、りんくうタウン駅改札口前の「観光交流プラザ りんくうまち処」、泉佐野駅山側商店街内の「観光おもてなしプラザ 泉佐野まち処」の2つのまち処のこと。

第1章 活力・賑わい

第1節 観光

1－2 良好な景観の形成

〈現況と課題〉

- 泉佐野市都市景観条例に基づく届出制度及び大阪府屋外広告物条例に基づく申請制度を活用し、良好な都市景観の実現をめざしています。
- 市民一人ひとりの景観に対する意識の醸成に努める必要があります。

〈基本方針〉

- 市民と行政が協働して、良好な自然環境の保全とともに、世界に開かれた玄関都市にふさわしい魅力ある都市景観の形成に努めます。

〈重要業績評価指標 (KPI)〉

- 屋外広告物許可の申請件数

2017(平成29)年度	139 件
2023(令和 5)年度	153 件
2028(令和10)年度	187 件

〈基本事業〉

【良好な自然環境の形成】

- 海も山もある地域特性を生かした泉佐野らしい景観の保全・形成を図ります。

【良好な都市景観の形成】

- 良好な都市景観の形成をめざし、一定の区域や規模の建築物等について、条例に基づく届出制度を活用します。

【景観に対する市民意識の向上】

- 市民一人ひとりの景観に対する意識の醸成に努めます。

第1章 活力・賑わい

第1節 観光

1-3 歴史文化の保存活用

〈現況と課題〉

- 3つの日本遺産や世界かんがい施設遺産をはじめとして、市内に保有する様々な文化財を地域の重要な歴史遺産として親しみ、活用するために観光資源化を推進することが求められています。
- 史跡日根荘遺跡の周知看板及び整備にかかる計画を年次的に進め、所有者等と適切な史跡の保存と活用に向けて事業を実施していますが、整備に向けては民有地の管理問題が大きな問題となっています。
- 史跡及び建造物の維持管理が必要です。
- 文化財所有者・管理者の後継者不足の解消と技術継承が課題です。
- 開発等による埋蔵文化財の調査、出土文化財等の適切な保存・活用に向けた行政・教育・地域住民との連携を強化するとともに、泉南地域自治体の文化財業務の広域連携化が必要です。
- 文化的景観の選定地区は、現在、大木地区の日根荘大木の農村景観のみですが、土丸・日根野地区を将来追加する必要があります。
- 博物館相当施設「歴史館いずみさの」の市内文化財の魅力発信拠点としての活用が必要です。
- 佐野町場に点在する文化財の建造物と北前船主の歴史的まちなみの保存と活用が求められています。
- 葛城二十八宿のひとつである犬鳴山七宝瀧寺とその周辺は、修験道の道によって古来より河内・大和・紀伊と密接に結びつき、戦国時代には雨乞いの祈祷を託すなど地域の拠り所であり、今後も葛城修験の霊場の保存と活用が求められています。

〈基本方針〉

- 地域の歴史・文化を伝える貴重な文化財を、すべての市民が親しみを持ち、誇りを持つことで、地域の活性化につながるよう保存と活用をめざします。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 史跡日根荘遺跡の総指定箇所数

2017(平成29)年度	16 か所
2023(令和 5)年度	<u>16</u> か所
2028(令和10)年度	<u>17</u> か所
- 歴史的・文化的景観の保護活用にかかる計画地区数

2017(平成29)年度	1 か所
2023(令和 5)年度	1 か所

2028(令和10)年度 2 か所

- 旧新川家住宅・旧向井家住宅の入館者数

2017(平成29)年度 7,460 人

2023(令和 5)年度 8,464 人

2028(令和10)年度 9,310 人

- 歴史館いずみさのの年間利用者数

2017(平成29)年度 10,734 人

2023(令和 5)年度 8,500 人

2028(令和10)年度 10,500 人

- 歴史館いずみさのの利用者満足度

2017(平成29)年度 95.1%

2023(令和 5)年度 97.5%

2028(令和10)年度 98.0%

〈基本事業〉

【史跡及び重要文化的景観の保護と活用】

- 史跡日根荘遺跡、重要文化的景観日根荘大木の農村景観を適切に保護し、より市民に親しみやすいように整備に努めます。

【歴史的遺産の保護と観光資源としての活用】

- 市内に残る貴重な有形・無形文化財、史跡、名勝、天然記念物を保護し、また地域の歴史遺産として維持を進めることで、観光資源として公開に向けた活用に努めます。

【文化財情報の発信と活用】

- 様々な文化財と地域を結び、連携を強化することで地域の歴史文化に愛着を持てるよう意識を高めます。
- 博物館の歴史館いずみさの、旧新川家住宅、旧向井家住宅、奥家住宅、大將軍湯、旧朝日湯の所管施設において、地域の歴史・文化の掘り起しや公開活用に努めます。

第1章 活力・賑わい

第2節 国際化

2-1 国際化の推進

〈現況と課題〉

- 国際都市宣言により、海外の友好都市が拡大している中、友好都市交流については、民間国際交流団体との連携強化を進めていく必要があります。
- 2025 年大阪・関西万博開催を契機とした交流事業が実施できるよう、友好都市との連携強化を進めていく必要があります。

〈基本方針〉

- 関西国際空港立地等のポテンシャルを生かし、グローバル化の時代に対応できるまちづくりを実現するため、海外友好都市との交流を推進し、市民レベルで国際化の啓発を進めます。

〈重要業績評価指標 (KPI)〉

- 国際交流イベント年間参加者数

2017(平成29)年度	684 人
2023(令和 5)年度	800 人
2028(令和10)年度	1,000 人

〈基本事業〉

【国際交流活動の推進】

- 多文化共生社会の実現をめざし、国際交流団体と連携し、国際理解のための国際交流イベント等を開催します。

【友好都市交流の推進】

- 海外友好都市との友好都市交流を推進します。

【青少年交流の推進】

- 外国の言語や文化を学び、生活体験、人々との交流を通じて、国際的視野に立ち、泉佐野市の国際化の一翼を担う人材として活躍する礎を築いていくため、青少年の海外派遣や受け入れなどの青少年交流を推進します。

第1章 活力・賑わい

第2節 国際化

2-2 りんくうタウンを生かした国際化

〈現況と課題〉

- 関西国際空港の玄関都市としての好立地を生かした国際的な拠点づくりが必要です。
- りんくうタウンでは、りんくう野外文化音楽堂など多数の来訪者が憩う「公園的空間」の創出を図るとともに、訪日外国人旅行者が増加していくことを契機とした、さらなる活性化が必要です。

〈基本方針〉

- 関西国際空港の玄関都市としての好立地を生かした国際交流の拠点づくりを推進します。
- アイススケートリンクを核とした、豊かな緑と賑わいあふれる公園的空間のまちづくりを推進し、官民連携による賑わいづくりの創出と活性化に努めます。

〈重要業績評価指標 (KPI)〉

- 誘致活動に伴う MICE 開催(成功)年間件数(件)

2023(令和 5)年度	3 件
2028(令和10)年度	3 件
- アイススケートリンク場の年間一般利用者数(人)

2019(平成31)年度から実施	
2023(令和 5)年度	12,500 人
2028(令和10)年度	15,000 人

〈基本事業〉

【りんくうタウンを中心とした国際交流の推進】

- 国際会議等の MICE※¹の誘致に向けた取り組みを行い、また訪日外国人旅行者の周遊性や利便性を向上することによるさらなる活性化を推進します。

【アイススケート場を核としたまちづくりの推進】

- アイススケート場を中心にホテルや飲食等の世界の玄関口にふさわしい民間施設と連携したまちづくりを進めます。
- 関空アイスアリーナやホテル事業者等と協力して市民や訪日外国人旅行者向けにイベント等を企画し、あらゆる機会を活用しながらりんくうタウンの情報発信に努めます。
- アイススケート場を核としたまちづくりの推進による、雇用の創出を図ります。
- 子どもや高齢者等の市民が気軽にアイススケートを楽しむことができる取り組みの検討を進めます。
- りんくう野外文化音楽堂の利用促進を進め、多くの来訪者が憩う「公園的空間」の創出に努

めます。

※1)MICE:MICE(マイス)とは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行【インセンティブ旅行】(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称のこと。

第1章 活力・賑わい

第3節 産業

3-1 農業振興

〈現況と課題〉

- 本市の農業は都市近郊に立地しているという強みを生かした農業が展開されており、水なす、キャベツ、玉ねぎを始め軟弱野菜^{※1}等の施設栽培など、多種多様な品目の野菜が生産されています。一方で、都市的土地利用の拡大とともに、農地及び農家数が減少し、農業従事者の高齢化や兼業化が進み、農業の担い手不足等の多くの問題を抱えています。
- 食の安全、安心への関心の高まりから優れた国産品に対するニーズは日々高まっており、安全・安心な農業へ取り組むための支援が必要です。
- 農業従事者の高齢化は一層進み、地域の担い手だけでは処理しきれない農地が残される可能性があります。また、条件の悪い農地が一層耕作されない状況になるため、ほ場整備^{※2}などの農業基盤整備を進め、利用しやすい農地を整備するとともに、地域農業の担い手となる人材の確保が重要となります。引き続き農業経営の安定化と付加価値向上のための取り組みが必要となります。
- 農業後継者不在等による農地の遊休化を防止するため、認定農業者^{※3}や農地中間管理機構^{※4}を利用する多様な担い手による農地の有効利用を促進する必要があります。
- 鳥獣による農作物被害により、農業経営の圧迫や農業者の営農意欲の減退が進んでいるため、効果的な鳥獣対策を講じる必要があります。

〈基本方針〉

- 都市近郊の立地をいかした特色ある農業を展開し、大阪泉州農業協同組合をはじめとする農業関係団体と連携し、農業経営の安定と地域特産野菜の生産振興を図ります。
- 府や農業関係団体と連携し、有機性資源^{※5}の活用や低農薬栽培に取り組む農業者が進める安全・安心に配慮した農業を推進します。
- 農地の有効利用を促進するため、多様な農業の担い手の育成確保に努めます。
- 担い手不足による耕作面積の減少を防ぎ、活力ある農業を目標とします。
- 本市の農家一軒あたりの経営規模が比較的小さいことから、農業の情報通信技術(ICT)化やスマート農業^{※6}等といった最先端技術の導入による費用対効果を見据えつつ、今後府をはじめ関係団体と協力のもと、本市の状況を踏まえて調査研究に努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 農地利用権^{※7}設定面積

2017(平成29)年度 19.8ha

2023(令和 5)年度 21.0ha

※法律改正により制度が廃止(令和6年度までは経過措置)となるため

- 認定農業者総数

2017(平成29)年度	117 人
2023(令和 5)年度	117 人
2028(令和10)年度	117 人

- エコ農産物の栽培面積

2017(平成29)年度	42.7ha
2023(令和 5)年度	42.7ha
2028(令和10)年度	42.7ha

- 地域特産野菜の作付面積

2017(平成29)年度	220ha
2023(令和 5)年度	225ha
2028(令和10)年度	230ha

- 遊休農地の面積

2017(平成29)年度	3.6ha
2023(令和 5)年度	3.6ha
2028(令和10)年度	3.6ha

〈基本事業〉

【農業経営の安定化】

- 農業経営の安定を図るため、野菜の価格安定対策の充実に努めるとともに、地域の特色を生かした多様な農産物の取り組みも進め、6次産業化や農産品のブランド化を推進します。
- 農産物の安定生産を図るため、有害鳥獣に対する適切な防除対策を推進します。

【新鮮、安全、安心な農産物の供給】

- 新鮮で安全、安心な農産物の生産、販売による消費拡大活動を推進し、地産地消を進め、知産知消の取り組みを進めます。
- 安全で安心な農産物の生産振興を図るため、減農薬、減化学肥料栽培されたエコ農産物の普及拡大に努め、環境に配慮した農業を推進します。

【農業後継者の育成及び確保】

- 農地の遊休化を防止し、農地の流動化、作付面積の拡大を促進するため、多様な担い手確保し、農業後継者となる新規就農者や青年農業者の育成を図ります。

【農業基盤の整備】

- 農作業の省力化や効率化、遊休農地解消を図るため、ほ場整備、農道や用排水路の整備、老朽ため池の改修などの農業環境整備を進めます。

【地域計画の策定】

- 関係機関と連携し、多様な担い手による協議の場を通じて農用地の集積、集約化の方針を定めた地域計画を策定します。

-
- ※1) **軟弱野菜**:ほうれん草や小松菜などの小型の軽量野菜の総称。収穫後の品質を保つ期間が短い品目が多く、長期の栽培を必要とせず、年間数多く作付出来ることが特徴ある。
- ※2) **ほ場整備**:耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。
- ※3) **認定農業者**:農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者及び農業生産法人のこと。(担い手農業者)
- ※4) **農地中間管理機構**:耕作者がいない農地の所有者などから農地を借り受けて再生・整備し、経営規模拡大をめざす農業者にまとめて貸し出す組織のこと。
- ※5) **有機性資源**:動植物や微生物などの生物に由来する資源で、生物学的分解によって、環境中に安全に還元していくことが可能であり、かつ再び有用な資源として再生していくことが可能なもの。
- ※6) **スマート農業**:ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。
- ※7) **農地利用権**:農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等のこと。

第1章 活力・賑わい

第3節 産業

3-2 森林保全

〈現況と課題〉

- 森林の持つ公益的な機能を発揮するための国土の保全や山地災害の防止は、森林所有者や地域の理解を得て継続的に事業の促進を図っていく必要があります。
- 国内産の木材価格の低迷に伴う需要の減少から、放置された森林が増大しており、対策が求められています。
- 森林所有者の総合的な意見の集約や要望等が具体的に把握できていないため、森林所有者の意識調査等を実施する必要があります。

〈基本方針〉

- 森林の公益的機能が十分に発揮できるよう、保安林事業をはじめ森林保全のため事業を継続的に実施していきます。
- 放置森林対策については関連団体を通じて意見を集約するとともに、新たなる森林管理制度と合せて、多様で健全な森林の整備を図ります。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 保安林指定面積

2017(平成29)年度	638.1ha
2023(令和 5)年度	660.0ha
2028(令和10)年度	660.0ha
- 間伐^{※1}促進面積

2017(平成29)年度	42.4ha
2023(令和 5)年度	72.4ha
2028(令和10)年度	97.4ha

〈基本事業〉

【森林保全の普及】

- 木材の生産のみならず、国土の保全や地球温暖化防止といった森林の持つ公益機能を十分に発揮するために、保安林事業をはじめ総合的な取り組みを推進していきます。

【地域の林業の振興】

- 新たなる森林管理制度と合せて、林業経営の促進や委託化、並びに地域の山村文化の継承などの事業を推進していきます。

※1)間伐: 育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材である。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施するもの。

第1章 活力・賑わい

第3節 産業

3-3 漁業振興

〈現況と課題〉

- 水産資源の減少や燃油価格の高騰等によるコスト増加が漁業経営を圧迫し続けており、さらに近年は、地球温暖化などの影響を受け、海水温が上昇傾向にあり、寒冷性の魚種の減少、暖海性の魚介類の増加といった海洋生物の生息の変化も経営に影響を与えつつあります。このような状況であるため、新たな技術の取得や今までに無い水産物販売戦略に必要な調査、研究を行う必要があります。
- 水産資源の回復を目的に、種苗育成※¹を支援しています。しかし、限定された魚種であり数量的にも十分とは言えず、漁獲量も減少の傾向にあります。今後は、府や近隣市町に働きかけて同様の事業を広域的に展開する必要があります。
- 漁業への理解や魚食普及を図るため、体験漁業などの事業やPR活動を展開しており、市内外で一定の評価を得ていますが、今後も多様な取り組みによる普及活動が求められています。
- 漁港や青空市場を含むフィッシュマンズ・ワーク構想区域は、海鮮焼施設開設などで賑わいが見られますが、今後も漁業振興に資する施設が求められています。

〈基本方針〉

- 魚食普及、漁業振興を図るため、若年層が魚にふれあう機会としての体験漁業を進めるとともに、漁港区域の賑わいづくりの事業を推進します。
- 獲る漁業とともに、つくり育てる漁業を進め、資源が豊富な魚場の回復に努めることにより、将来の担い手にとって魅力ある漁業の活性化を図ります。

〈重要業績評価指標 (KPI)〉

- 漁獲量

2017(平成29)年度	816.3t
2023(令和 5)年度	817.0t
2028(令和10)年度	817.0t
【参考】 最大値	2009(平成 21)年度 1,480t
- 漁業就業者数

2017(平成29)年度	176 人
2023(令和 5)年度	176 人
2028(令和10)年度	176 人
【参考】 最大値	2000(平成 12)年度 256 人

〈基本事業〉

【漁業経営の安定化】

- 生産効率を上げるために種苗育成や放流事業※²等の資源増殖を目的とした取り組みへの支援を拡充するなど、総合的な経営安定化対策を実施します。
- 水産物消費拡大や価値向上につながる多様な魚食普及活動を支援します。

【漁業後継者の育成及び確保】

- 後継者にとって将来に希望の持てる水産業を形成するため、新たな漁業技術習得や水産物販売戦略に必要な調査、研究活動を支援します。
- 漁業協働組合が中心になって作成する「浜の活力再生プラン」に伴う取り組みを漁業者とともに進めます。

【賑わいづくりの推進】

- フィッシャマンズ・ワーフ構想区域における賑わいづくり等の事業を推進します。

※1)種苗育成:水産物資源の繁殖・養殖等に用いられる卵・稚魚等を育成すること。

※2)放流事業:資源の維持、増大を図ることを目的に、水産生物の種苗の生産、放流を行う事業のこと。

第1章 活力・賑わい

第3節 産業

3-4 商工業振興

〈現況と課題〉

- 専門機関で経営相談を受け、最も適した国・府・市などの支援策をワンストップで情報提供することで、より効果的な支援を行っています。
- 府の中小企業向け制度融資の受付や情報提供を行っています。
- 泉佐野市中小企業総合支援制度補助金事業(利子補給^{※1}・保証料補助・中小企業退職金共済掛け金補助)を実施することで、中小企業者への支援を図っています。
- 商店街の賑わいの創出や活性化を図るため空き店舗の解消が求められています。
- 行政、各種団体、金融機関などが連携した中小企業・創業者の育成が必要となっています。
- 企業誘致条例による奨励金の交付により一定の成果として、新規企業の進出とそれに伴う雇用の促進が図れています。

〈基本方針〉

- 中小企業者の競争力強化のため、経営支援策の充実を図り、経営基盤の安定及び人材の確保に努めます。
- 新規創業者による商店街空き店舗などの活用に対し、補助金支給などの支援することで、商店街や地域の活性化を図るとともに賑わいを創出します。
- 関係団体、金融機関などと連携した効果的な支援により創業者の育成に努めます。
- 地域特性を生かした企業誘致の促進に努めます。
- 地域ポイント「さのぼ」を活用し、地域経済の活性化に努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 泉佐野市中小企業総合支援制度利用事業者数

2017(平成29)年度	56 件
2023(令和 5)年度	70 件
2028(令和10)年度	85 件
- 経営相談者数

2017(平成29)年度	60 件
2023(令和 5)年度	75 件
2028(令和10)年度	90 件
- 認定創業支援事業計画による支援者数

2017(平成29)年度	74 件
2023(令和 5)年度	85 件
2028(令和10)年度	100 件

- 地場産業支援センター利用者満足度

2017(平成29)年度	87.3%
2023(令和 5)年度	90.0%
2028(令和10)年度	90.0%

- 企業誘致条例による奨励金交付件数(累計)

2017(平成29)年度	30 件
2023(令和 5)年度	<u>36</u> 件
2028(令和10)年度	<u>41</u> 件

- 地域ポイント「さのぼ」会員数

2017(平成29)年度	<u>10,168 人</u>
2023(令和 5)年度	<u>102,000 人</u>
2028(令和10)年度	<u>120,000 人</u>

〈基本事業〉

【経営基盤の強化】

- 経営の安定及び人材確保などを推進し、中小企業の競争力強化を図るため、経営支援策の充実に努めます。
- 府の中小企業向け制度融資のあっせんをはじめ関係機関と協力し、融資や支援策などの情報収集強化及び情報提供の充実に努め、中小企業の経営基盤の強化に努めます。

【商工業の魅力づくり】

- 空き店舗を活用した新規創業などを促進することにより、新しいビジネスの創出や商店街の活性化を支援します。
- 商工会議所などの関係機関と連携した創業支援事業計画の効果的な運用や、創業における準備から創業後のフォローまでの様々な段階に応じた支援の充実に努めることで、創業に取り組みやすい環境づくりに努めます。
- 泉州タオルをはじめとした地域資源を活用し、地場産業の振興に努めるとともに、後継者などの人材育成を推進することにより雇用の創出を図ります。
- 産業の活性化や雇用促進を図るため、企業誘致を促進します。

※1)利子補給:特定の融資に対して、金利の一部を補助すること。

第1章 活力・賑わい

第4節 雇用・労働

4-1 就労支援の推進

〈現況と課題〉

- 就労相談窓口を複数開設することで、身近な就労相談につなげています。
- 無料職業紹介所を開設し、ハローワークと同様の就職紹介やあっせんを実施しています。
- 就職困難者に対して資格取得の支援を行うことで、就労能力の向上などを図っています。
- 農業分野における就労体験を通じて、若年者に働く誇りや意欲を持たせることにより人材育成を図っています。
- 府やハローワークをはじめ関係機関と連携し、雇用促進の取り組みを実施しています。
- 就労支援メニューの充実を図っていますが、相談件数が伸び悩んでいます。
- 出入国管理及び難民認定法の一部が改正されたことにより、外国人の就労希望者の増加が今後予想されます。

〈基本方針〉

- 関係機関と連携し、利用者のニーズに合った就労支援メニューの充実をはじめ、合同就職面接会の実施など就職困難者への就労支援に努めます。
- 雇用機会の均等を図るための啓発活動を推進するとともに、職業体験などを通じた職業観の醸成及び人材育成への取り組みを図ります。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 就職困難者などの就労相談年間件数

2017(平成29)年度	336 件
2023(令和 5)年度	385 件
2028(令和10)年度	430 件
- 就労支援フェア参加者数

2017(平成29)年度	166 人
2023(令和 5)年度	195 人
2028(令和10)年度	220 人
- 就労相談を受けた就労希望者及び、市実施就労支援事業参加者のうち、就労に結びついた就労者数

2017(平成29)年度	28 人	(参考:過去3年間【平成 29・28・27 年度】平均 19 人)
2023(令和 5)年度	25 人	
2028(令和10)年度	30 人	

〈基本事業〉

【就労支援と雇用の促進】

- 府やハローワークその他関係機関との連携、協力を図り、就労支援体制の充実に努めるとともに、事業者に対し積極的に就職困難者などの雇用促進を図るよう啓発や情報提供に取り組めます。
- 働く意欲がありながら様々な阻害要因を抱えているため就労できないひとり親家庭の親、若年者や障害者などの把握及び一人一人の課題やニーズの把握に努め、そのニーズに合った効果的な事業の実施に努めます。
- 就労希望者個々の状況に応じた就労体験プログラムを作成、実施することで、具体的な職業観を醸成し、人材育成に取り組めます。
- 一般社団法人泉佐野市外国就労者サポートセンターと連携し、外国人材を受け入れる事業者に対して安定的かつ持続的な事業活動への必要な支援を行います。また、受け入れる企業に定着する基盤の整備にも取り組めます。

第1章 活力・賑わい

第4節 雇用・労働

4-2 労働環境と勤労者福祉の充実

〈現況と課題〉

- 中小企業の勤労者の退職金の充実を図るため、中小企業退職金共済制度の利用を支援するための補助金を交付しています。
- 働き方改革の推進や、グローバル化の進展など雇用環境は大きく変化しており、労働者が安心して働くことができる職場環境づくりの推進が求められています。
- 事業所の立場から人権問題や労働問題の解消に取り組んでいる泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会と連携し、公正な採用選考の推進やより良い人権尊重社会の実現に向け取り組んでいます。
- 雇用環境の改善を推進するため、すべての労働者の福利厚生の実現が求められています。

〈基本方針〉

- 泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会と連携しながら、労働者が安心して働くことができる職場環境づくりの推進に努めます。
- 泉佐野市勤労者福祉共済サービスセンター※¹の運営を通じ、福利厚生をはじめとした勤労者福祉の充実を図ります。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会主催・共催の研修会の参加会員数

2017(平成29)年度	272 人
2023(令和 5)年度	300 人
2028(令和10)年度	320 人
- 労働対策講座及びシンポジウムの参加者数

2017(平成29)年度	210 人
2023(令和 5)年度	245 人
2028(令和10)年度	280 人
- 勤労者福祉共済サービスセンターの会員数

2017(平成29)年度	753 人
2023(令和 5)年度	700 人
2028(令和10)年度	800 人

〈基本事業〉

【労働環境の充実】

- 中小企業退職金共済制度加入企業に対する支援を行い、中小企業の勤労者の退職金の

充実を図ります。

- 誰もが安心して働くことができる職場環境をつくるため、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会と連携し、各事業所で人権研修を進めていく人材の育成を図ります。
- 事業所内の人権研修を促進するため、各種人権研修の情報提供や参加を促します。
- 出入国管理及び難民認定法の一部が改正されたことにより、外国人の就労希望者の増加が予想されることから、国や府をはじめとした関係機関と連携し、労働環境の整備等必要な支援を推進します。

【勤労者福祉の充実】

- 勤労者福祉共済サービスセンターを通じて、勤労者のニーズにあった効果的なサービスの提供に努め、勤労者の福利厚生の実現を図ります。

※1) 泉佐野市勤労者福祉共済サービスセンター：泉佐野市で働く勤労者のために福利厚生の強化と労働環境の向上を図ることで勤労者福利厚生の促進と雇用の安定を図り、安心して働くことができる環境整備を支援することを目的として1990年(平成2年)10月に設立された。

第2章 子育て・教育

第1節 子ども・子育て

1-1 家庭と地域における子育て支援

〈現況と課題〉

- 地域子育て支援施設やファミリー・サポート・センター^{※1}等の利用も定着し、公立私立認定こども園等の関係施設における子育て支援事業も充実してきましたが、事業については、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ等調査」においての調査分析結果や少子化の動向、また事業効果等も勘案しながら展開していく必要があります。
- こども医療費助成対象児童を18歳到達後の年度末まで拡大し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めています。しかし、家庭環境や生活スタイルが多様化する中、適正な制度利用ができるよう周知が必要です。
- 児童虐待対応件数の増加や子育てに困難を抱える家庭が顕在化している状況を踏まえ、こども未来センター^{※2}を中心とした子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化が必要です。
- 社会の変化や家庭の様々な課題を背景とする、教育・体験の機会喪失や地域社会から孤立を招くことがないよう、子どもの貧困対策を推進する施策が求められています。
- こども基本法が令和5年4月に施行され、子どもを社会の中心に据え、常に子どもの最善の利益を優先して考える社会を目指し、子どもへの切れ目のない支援に取り組んでいくことが求められています。

〈基本方針〉

- 定期的な調査による子育て世代のニーズ把握に努め、多様な子育て支援サービスの充実を図り、様々なメディアを活用した周知、利用促進を行い、地域の子育て支援を推進します。
- 全ての妊産婦・子育て世帯を対象に母子保健と児童福祉の支援を一体的に提供し、子どもに対する虐待のないまちづくりを推進します。
- 未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。
- 泉佐野市こども基本条例に基づき、すべての子どもの権利が尊重され、生活や成長を保障する観点から、こどもの最善の利益を第一に考え、「こどもまんなか社会」の実現に向け、基本的な施策だけでなく総合的な施策を実施するとともに、地域社会全体が相互に連携・協力し、子どもへの支援が円滑に実施できるよう支援します。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 地域子育て支援センター年間利用者数

2017(平成29)年度	6,225 組
2023(令和 5)年度	<u>5,036 組</u>
2028(令和10)年度	<u>5,036 組</u>

- ファミリー・サポート・センター年間会員活動回数

2017(平成29)年度 3,319 回

2023(令和 5)年度 1,500 回

2028(令和10)年度 1,550 回

- こども食堂に取り組む団体数

2017(平成29)年度 5 団体

2023(令和 5)年度 12 団体

2028(令和10)年度 14 団体

〈基本事業〉

【地域子育て支援の充実】

- 地域子育て支援センターを中心に、家庭で子育てを行う保護者に対して孤立化や子育ての不安を解消するため、子育て相談、講座、あそびの教室、サークル等への参加促進をはじめ、情報提供などを行います。
- ファミリー・サポート・センターなどの相互援助組織を活用し、地域で子育てを支える仕組みを構築します。

【子育て支援制度の充実】

- 児童手当や対象児童を 18 歳到達後の年度末まで拡大したこども医療費助成により、子育て家庭の経済的負担の軽減と、子どもの健全な育成と健康保持に努めます。
- 各種子育て支援サービスの利用促進を図るため、子育て関連のパンフレット作成、ホームページ、SNS や広報等を活用し、情報提供を行います。

【相談支援の充実】

- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援とヤングケアラーなど困難を抱えるこどもへの支援を提供するために、こども未来センターの体制を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を発揮して関係機関と連携しながら相談対応を行います。

【子どもの居場所づくり】

- 子どもが基本的な生活習慣を習得できるよう、食事提供や学習支援等を行う子どもの居場所(こども食堂やこども朝食堂)づくりを推進します。

※1)ファミリー・サポート・センター：子育てを地域で相互援助するためのお手伝いをする組織で、「子育てを手伝ってほしい」、「子育ての手助けができる」という人の橋渡しを行います。

※2)こども未来センター：児童福祉法に規定する「市区町村こども家庭センター」について、本市では「こども未来センター」と称しています。

第2章 子育て・教育

第1節 子ども・子育て

1-2 教育・保育の充実

〈現況と課題〉

- 幼稚園、保育園、認定こども園等に入園を希望する児童については、近年待機はゼロとなっています。しかし、就労形態の多様化、幼児教育・保育の無償化などによる保育需要の増加や教育・保育サービスに関する要求も多様化し、更なる拡充が求められています。
- 家族スタイルの多様化や保育ニーズの高まりなど、児童を取り巻く環境の変化により、放課後における児童の安全・安心な居場所づくりが求められています。

〈基本方針〉

- 幼稚園、保育園、認定こども園等は、子育て支援の最も身近で重要な施設であり、就学前教育を受ける重要な機関でもあることから、各施設と情報交換等の連携に努め、保育サービスや基盤整備を含めた教育保育環境の充実を図ります。
- 保護者が安心して働ける環境を整えるとともに、児童の健全育成を図るため、小学校などの関係機関と連携しながら、留守家庭児童会(学童保育)事業を推進します。
- 児童発達支援センターを中核とした地域支援により療育・発達支援の充実に努めます。
- 関係機関との連携のもと、乳幼児の障害の早期発見、早期療育の充実を図ります。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 泉佐野市内のこども園等利用待機児童数
 2017(平成29)年度 0人 (全国 19,895人 府 677人)
 2023(令和 5)年度 0人
 2028(令和10)年度 0人
- 留守家庭児童会(学童保育)の待機児童数
 2017(平成29)年度 0人 (全国 17,170人 府 243人)
 2023(令和 5)年度 0人
 2028(令和10)年度 0人
- 一時預かり(一時保育)の利用児童数
 2017(平成29)年度 902人
 2023(令和 5)年度 1,553人
 2028(令和10)年度 1,553人
- 児童発達支援センターの利用者数
 2017(平成29)年度 955人
 2023(令和 5)年度 1,147人

2028(令和10)年度 1,147 人

- 放課後等デイサービスの利用者数
2017(平成29)年度 2,461 人
2023(令和 5)年度 3,784 人
2028(令和10)年度 3,784 人

＜基本事業＞

【教育・保育サービスの充実】

- 幼稚園、保育園、認定こども園等は、子育て支援の中核的な役割を果たすものであり、延長保育の拡充、一時保育、病後児保育及び障害児保育など保護者の多様なニーズに対応した安心できる教育・保育サービスを提供します。また、私立園に対して保育士等の確保を支援するとともに、積極的に情報交換を行い、市主催の研修や巡回指導により、質の高い保育や教育の提供体制を整備し、その向上に努めます。
- 核家族化の進行等により高齢者と関わる機会が少なくなっている子どもたちが多い中、いたわりの心や命の大切さを学ぶことを目的として、高齢者施設との交流事業を推進します。

【留守家庭児童会(学童保育)事業の推進】

- 就労等により、放課後に保護者が家庭にいない児童に対し、家庭に代わる生活や遊びの場の提供、「宿題支援タイム」と位置づけた学習プログラムを取り入れるなど適切な指導を行い、その健全育成を図るとともに、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援に努めます。

【基盤整備】

- 通所児童の保育環境改善の観点から、保育園、認定こども園、留守家庭児童会(学童保育)の施設については、関係機関と連携しながら、老朽化による建替えや増築などの施設整備を進めるとともに、その支援に努めます。

【障害児療育の充実】

- 地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターでの障害児の保護者に対する相談支援体制及び指導体制を充実するとともに、理学療法や作業療法など、専門職による多面的な発達支援を行います。
- 発達に支援が必要な子どもが乳幼児期から就学期、成人期まで切れ目なく適切な支援を受けられるよう、サポートブック(はぐノート)の利活用の推進に努めます。

【乳幼児健康診査などでの事後指導】

- 乳幼児健康診査などで事後指導が必要とされた乳幼児に対しては、保健分野と連携を図りながら事業を行っている親子教室において、遊びや交流を通じて、療育相談や親子の支援を行います。

第2章 子育て・教育

第1節 子ども・子育て

1-3 ひとり親家庭への支援

〈現況と課題〉

- ひとり親世帯が増加傾向にあり、より早い段階で自立した生活が送れるよう、生活や就労等の支援につながる相談体制を充実させる必要があります。

〈基本方針〉

- ひとり親家庭の支援制度の充実とともに自立支援を推進し、ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 母子・父子自立支援員による年間相談対応件数

2017(平成29)年度	453 件
2023(令和 5)年度	460 件
2028(令和10)年度	470 件
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給件数

2017(平成29)年度	8 件
2023(令和 5)年度	10 件
2028(令和10)年度	15 件
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給件数

2017(平成29)年度	2 件
2023(令和 5)年度	5 件
2028(令和10)年度	8 件

〈基本事業〉

【ひとり親家庭の支援制度の活用】

- 生活の安定を図るための児童扶養手当やひとり親家庭医療制度などの各種制度の利用促進を図るため、きめ細かな相談対応と様々な媒体を活用した情報提供を行います。

【自立支援の推進】

- ひとり親家庭の自立を促進するため、公共職業安定所との連携強化による就労支援やスキルアップのための資格取得支援など、母子・父子自立支援員による相談機能の充実を図ります。

第2章 子育て・教育

第1節 子ども・子育て

1-4 少子化対策の推進

〈現況と課題〉

- 少子高齢化が進み、生涯未婚率も上昇する中、若い世代が結婚の希望を叶え、新生活に踏み出せる支援が必要です。

〈基本方針〉

- 若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりを推進します。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 結婚新生活支援事業補助金交付件数
2017(平成29)年度 16 人
2023(令和 5)年度 35 人
2028(令和10)年度 40 人

〈基本事業〉

【出会いの機会創出】

- 結婚を希望する若い世代に対し、出会いの場を提供します。

【結婚新生活の支援】

- 若い世代が安心して結婚に踏み出せるよう、経済的な支援を行います。

第2章 子育て・教育

第1節 子ども・子育て

1-5 母子保健事業の推進・充実

〈現況と課題〉

- ひとり親世帯や核家族、外国人居住者などによる多様化するニーズに伴い、子育てにかかわる保護者や家族が穏やかに子育てができる支援の充実と環境づくりが必要です。
- 虐待の相談件数が増加していることから、その予防及び早期の発見が必要です。

〈基本方針〉

- 子育て世代包括支援センター※1を拠点として、母子保健手帳発行時に専門職によって、それぞれに必要な支援や地域の情報提供に努め、切れ目のない支援を図ります。
- 母子健康診査受診率や予防接種の接種率の向上に努め、健やかに成長や発達ができるような支援を図ります。
- 関係機関と連携し切れ目のない支援を通して、健やかに成長できるように虐待の予防や早期発見に努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 母子健康診査受診率の平均(4か月児・乳児後期・1歳6か月児・3歳6か月児健診の平均)

2017(平成29)年度	95.6%
2023(令和 5)年度	98.5%
2028(令和10)年度	100.0%
- 麻疹・風疹(MR)予防接種の接種率

2017(平成29)年度	93.7%
2023(令和 5)年度	95.0%
2028(令和10)年度	95.0%
- 母子保健相談件数(妊産婦)

2017(平成29)年度	2,896 件
2023(令和 5)年度	3,074 件
2028(令和10)年度	3,198 件

〈基本事業〉

【母子保健事業の充実】

- 関係機関との連携を深めるとともに専門職の相談体制を設け、妊娠から出産そして出産後の育児と、切れ目のない支援のために必要な情報提供を行います。
- 保健師などの専門職が関わる健康診査、相談、訪問の実施により、保護者と子どもの心身の健康の維持に努め、発達障害や虐待の予防・早期発見を図るとともに、その対応の充実

を図ります。

- 不妊・不育治療の経済的負担が軽減されるよう、支援を行います。

【予防接種の推進】

- 個別通知や広報紙、ホームページ等で情報の提供に努め、接種率の向上をめざします。

※1) 子育て世代包括支援センター: 主に妊産婦や乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の関係機関との連絡調整を行い、サービスの一体的な提供を通じて、包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援する機関のこと。

第2章 子育て・教育

第2節 学校教育

2-1 義務教育の充実

〈現況と課題〉

- 教育基本法等に示された目的及び目標の達成をめざし、学力面では基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、地域や児童・生徒の実態を踏まえた特色ある教育活動に取り組む必要があります。
- 児童・生徒が、自らの生命を守り、安全な生活を送るために必要な知識や能力を身に付けるための教育を推進することが求められています。
- いじめや不登校は、どの学校でも起こり得る問題であり、学校による取り組みだけでは十分な効果をあげることができない事例もあることから、家庭、地域及び関係機関との連携を密にしながら、迅速かつ丁寧に対応することが求められています。
- 中学校未修了の人、形式卒業の人および母国で十分な教育を受けていない外国籍の人などの義務教育を受ける機会の確保が必要となっています。
- 学校施設の耐震化は完了したものの、竣工後 30 年以上が経過し、室内環境が竣工時の状態の施設も多く存在しているため、内部改修等を年次的に進めることにより、施設の環境改善を図る必要があります。

〈基本方針〉

- 児童・生徒の学習意欲を高めるための取り組みを進めることに併せて、人と人とのふれあいを大切にしながら、地域に根差した特色ある魅力的な学校づくりを進めます。
- いじめや不登校の問題に対しては、関係機関と連携を密にするとともに、福祉的な視点を加味した迅速かつ丁寧な対応に努めます。
- 佐野中学校に夜間学級を開設し、義務教育の機会の確保を図ります。
- 教育の多様化と質的な向上を図るための施設整備に努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 全国学力・学習状況調査(小学校 国語)結果の改善(正答率全国平均値との差の解消)
 2017(平成29)年度 マイナス 4.5 ポイント (全国平均 66.15% 市平均 61.65%)
 2023(令和 5)年度 マイナス 2.5 ポイント
 2028(令和10)年度 マイナス 0 ポイント
- 全国学力・学習状況調査(小学校 算数)結果の改善(正答率全国平均値との差の解消)
 2017(平成29)年度 マイナス 3.4 ポイント (全国平均 62.3% 市平均 58.9%)
 2023(令和 5)年度 マイナス 2.5 ポイント
 2028(令和10)年度 マイナス 0 ポイント

- 泉佐野市まなびんぐサポーター派遣人数
2017(平成29)年度 561 回
2023(令和 5)年度 1,160 人
2028(令和10)年度 1,200 人
- スクールソーシャルワーカー※1支援件数
2017(平成29)年度 50.0% (市内 18 校中 9 校 計 17 回活用)
2023(令和 5)年度 1,050 件
2028(令和10)年度 1,100 件

〈基本事業〉

【確かな学力の育成と特色ある教育の推進】

- 基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と、自ら学び、主体的に判断し、行動する力などの「確かな学力」の育成を図るとともに、小中一貫教育※2の実施も視野に入れながら、これまでの小中連携教育※3の取り組みを充実させることなどにより、児童・生徒、保護者及び地域のニーズを踏まえた特色ある教育課程の編成を進めます。

【安全教育及び防災教育の推進】

- 児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送るための基礎を培うだけではなく、事故や犯罪被害を回避し、自然災害等から身を守る力を身に付けるための安全教育及び防災教育を推進します。

【いじめや不登校をなくすための取り組みの推進】

- いじめや不登校の兆候を早期に発見し適切に対応するために、校内体制の整備・充実や小中連携の取り組みを進めます。
- 不登校対策サポート委員会を組織し、実効性のある取り組みを推進します。
- すべての教職員が、様々な要因によって不登校の様態にある児童・生徒にカウンセリングマインドをもって対応することを基本とし、関係機関やスクールカウンセラー※4・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携したチーム支援を行います。
- 教育支援センター「さわやかルーム」、「シャイン」、相談室「わかば」の活動事業の推進や多角的支援体制を強化するとともに、学校との連携を深めます。

【学校施設の充実】

- 安全・安心で豊かな教育環境の維持・向上に向けて、学校における室内環境の整備を進めるとともに、トイレの洋式化や施設の改修等を進めます。
- より良い読書活動を推進するため、学校図書館の環境整備を進めます。

※1)スクールソーシャルワーカー：教育機関において、児童相談所をはじめとする行政機関等との連携環境の構築、あるいは特に重大な困難や福祉的援助の

必要性が認められる家庭への自立支援相談業務に従事する専門家のこと。

※2)小中一貫教育:小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員がめざす子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育のこと。

※3)小中連携教育:小・中学校段階の教員が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育のこと。

※4)スクールカウンセラー:教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。

第2章 子育て・教育

第2節 学校教育

2-2 地域連携の充実

〈現況と課題〉

- 学校、家庭及び地域において、それぞれの又は総体としての教育機能を再構築することや、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、安全に生活できる地域コミュニティを形成することが求められています。

〈基本方針〉

- 学校、地域、家庭及び関係機関が相互に連携を深めながら、地域社会全体が協働して、泉佐野の未来を担う子どもたちの「生きる力」を育成します。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- フェスタ(各中学校区の地域教育協議会を中心として開催される各種イベント)年間参加者数

2017(平成29)年度	4,146 人
2023(令和 5)年度	4,500 人
2028(令和10)年度	4,800 人

〈基本事業〉

【地域連携の充実】

- コミュニティスクール※1としての学校運営を視野に入れながら、学校や地域社会における教育活動の相互連携とその活性化に取り組みます。
- 「地域教育協議会(すこやかネット)」でのこれまでの成果を踏まえ、地域の人びとが、地域の子どもたちを育むために力を出し合う「協働」の関係を発展させながら、子どもたち一人ひとりの自己実現を支援します。
- 子どもたちが「生きる力」を身に付け、地域を愛し、地域に生きる人材となるよう、その成長を地域社会全体で支えていくための取り組みを進めます。
- 保護者、地域及び関係機関等とのネットワークを強化しながら、子どもたちが安全に地域社会で生活できる環境整備を進めます。

※1)コミュニティスクール:学校運営協議会制度(学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み)のこと。

第2章 子育て・教育

第2節 学校教育

2-3 人権教育の充実

〈現況と課題〉

- 人権学習を解りやすく進めていくための教材や資料を充実させるとともに、保護者と教職員が人権について共に学ぶ機会を継続的に設けることが求められています。
- 学校、家庭、地域及び関係機関が連携を深めながら、校内や地域における環境や支援体制を整備するなど、学校を含む地域社会が一体となって、人権教育や支援教育に取り組むことが求められています。
- 日本語指導が必要な外国籍等の児童・生徒数が年々増加傾向にあるため、日本語指導や生活面・学習面での指導について支援の整備及び充実が求められています。

〈基本方針〉

- 学校、家庭、地域及び関係機関が連携を深めながら、学校を含む地域社会が一体となって、人権教育や支援教育に取り組むことができる環境を整備します。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- PTAにおける人権に関する研修会等を実施する総学校数
 2017(平成29)年度 13校
 2023(令和5)年度 18校
 2028(令和10)年度 18校
- 全国学力・学習状況調査の質問項目「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」における肯定的な回答の割合
 2017(平成29)年度 92.0%
 2023(令和5)年度 100%
 2028(令和10)年度 100%

〈基本事業〉

【人権学習の充実】

- 児童・生徒が、人権について分かりやすく学習できる教材や授業の研究・開発を進めます。
- PTA活動などの場を活用して、保護者と教職員が人権について共に学ぶ研修の機会を確保します。

【「ともに学び、ともに育つ教育」の推進】

- すべての教職員が、一人ひとりの子どもの実態を的確に把握し、個々のニーズに応じた指導や支援を実践することができるよう、各種研修や相談体制の充実を図ります。
- 学校、家庭、地域及び関係機関が連携を深めながら、校内や地域における環境や支援体

制を整備するなど、学校を含む地域社会が一体となった支援教育の構築に取り組みます。

- 障がいのある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し合うことや、違いを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育むことをめざす「ともに学び、ともに育つ教育」の充実に取り組みます。

【男女平等教育の推進】

- 「第3次いずみさの男女共同参画推進計画」に基づき、すべての人が互いに理解し合い、個性を発揮できる社会の創造に向けた教育を推進します。

【外国籍等の児童、生徒及び保護者への支援の整備及び充実】

- 自国又は自分の生活圏と異なる文化の相互理解に努め、違いを豊かさとして認め合う態度を育むための教育を推進します。
- 日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍等の児童・生徒及び保護者を支援するため、日本語指導、通訳派遣などの取り組みを充実します。

【各種支援制度の充実】

- 就学援助制度の充実に併せて、児童・生徒が経済的な理由で進学等を断念することがないよう、次世代の地域社会を担う人材育成のための奨学金貸付事業の継続及び充実に努めます。

第2章 子育て・教育

第2節 学校教育

2-4 学校給食の充実

〈現況と課題〉

- 小学校給食センターでは、児童に安心、安全な学校給食を提供するため、学校給食衛生管理基準に沿った対応に努めていますが、施設の老朽化に伴い、衛生的な環境を維持するための施設整備が必要となっています。
- 学校給食センターが開催している料理教室などを通じて、引き続き、食育についての啓発をはじめ、望ましい食習慣や規則正しい生活習慣の指導を実施する必要があります。
- 献立表への食品成分等の表示や、保護者等からの相談対応のほか、安全な範囲で対応可能な代替品や捕食を提供するなど、引き続き食物アレルギー対策を進める必要があります。

〈基本方針〉

- 食材の選定、納品から調理、配送のほか、作業する上での環境整備に至るまで衛生管理を徹底することで、安心・安全な学校給食の提供はもとより、美味しく・残さず食べることができる学校給食をめざします。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 学校給食の地産地消率

2017(平成29)年度	38.51%
2023(令和 5)年度	40.00%
2028(令和10)年度	45.00%
- 学校給食の残菜率

2017(平成29)年度	4.49%
2023(令和 5)年度	4.50%
2028(令和10)年度	4.50%

〈基本事業〉

【学校給食の充実】

- 学校給食センターの衛生管理を一層徹底し、安心・安全な給食を提供するとともに、学校、家庭及び地域との連携を図るため、給食試食会や料理教室等を開催します。
- 給食を通して、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、食育指導を推進します。
- 栄養教諭(栄養士)を軸とした食育指導のためのネットワーク(組織)づくりと指導内容の充実に努めます。
- 食の安全性並びに食を通じた健康に配慮するとともに、日本の郷土料理はもとより他国の料理を献立として提供することで、国際色豊かな食育の普及啓発活動を進めます。

- 食育推進の観点からも地産地消を積極的に推進し、地元食材を学校給食に取り入れます。
- 食育指導の推進や質の高い安心・安全な給食の提供を目的に、センター方式から自校方式及び親子方式に変更することとし、順次各小学校に給食調理室を建設してまいります。

第2章 子育て・教育

第3節 生涯学習・スポーツ

3-1 生涯学習の推進

〈現況と課題〉

- 市民の自主的な生涯学習の場として、生涯学習センター及び各公民館では多種多様なクラブ活動や講座を開催してきましたが、さらに利用しやすい施設運営が求められています。
- 図書館は、市民の教養、調査研究、レクリエーション活動等に必要な資料を収集及び蓄積し、求められた資料や情報を誰にでも公平に利用する機会を提供する役割を担ってきましたが、今後、ますます多様化、高度化するニーズに対して、適切に対応していくことが求められています。

〈基本方針〉

- 市民一人ひとりが、個性や能力を伸ばし、生きがいに満ちた充実した生活を送るために、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が、生涯学習に親しむことができる環境整備を進めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 生涯学習センター及び各公民館の合計年間利用者数

2017(平成29)年度	138,488 人
2023(令和 5)年度	160,000 人
2028(令和10)年度	170,000 人
- 生涯学習センター及び各公民館の主催講座受講者の満足度

2017(平成29)年度	96.6%
2023(令和 5)年度	100.0%
2028(令和10)年度	100.0%
- 各図書館施設における人口1人当たりの個人年間貸出冊数

2017(平成29)年度	3.5 冊
2023(令和 5)年度	5.0 冊
2028(令和10)年度	5.5 冊

【参考】2016(平成28)年度 全国平均 5.27 冊 府平均 6.06 冊
- 各図書館施設の合計年間来館者数

2017(平成29)年度	205,869 人
2023(令和 5)年度	220,000 人
2028(令和10)年度	240,000 人

〈基本事業〉

【公民館機能の強化】

- 生涯学習センター及び各公民館では、それぞれ特色のある事業を展開するために、ボランティア講師の活用や登録クラブによる世代間交流を踏まえた講座等を実施するとともに、市民企画講座の充実、発展を図り、クラブの育成や支援を行うなど、利用者のさらなる増加を図るための取り組みを進めます。
- 2019 年(平成 31 年)4 月の日根野公民館の開館により、市内すべての中学校区での公民館設置が実現したことから、各公民館において、地域における自主的な学習や社会教育などの活動が活発に行われるよう、担い手となる人々の出会いの場づくりと、その育成・交流の支援に努めます。
- 公民館施設を快適に利用していただくため、老朽化した施設の改修等の環境整備を進めます。

【図書館機能の強化】

- 図書館は、様々な情報の入手のみならず、市民や地域からの情報発信や交流を支える「地域の情報拠点」であることから、所蔵資料やインターネットなどの情報通信技術(ICT)を活用しながら、利用者が求める資料・情報を提供するための機能の充実に努めます。
- 市内各機関(学校図書館等)や他の図書館とのネットワークの整備及び相互協力体制の充実を図り、より効率的な情報提供や多様な学習機会の創出に努めます。
- 図書館施設を快適に利用していただくため、老朽化した施設の改修等の環境整備を進めます。
- 2021 年(令和 3 年)11 月に制定された「泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例」により、多くの市民に読書を楽しんでいただけるよう読書環境の整備に努め、図書館施設の利用促進に努めます。

第2章 子育て・教育

第3節 生涯学習・スポーツ

3-2 生涯スポーツの振興

〈現況と課題〉

- 各種団体との連携により、各種目別のスポーツ競技大会を開催するなど、多様な機会提供や指導者の育成を図ることに努めてきましたが、今後も、地域スポーツの振興、健康増進を図るための生涯スポーツ社会の構築が求められています。
- 子どもたちをはじめとする多くの市民のスポーツへの関心を高めることに努めてきましたが、今後も、誰もが利用して楽しめる施設機能の充実が求められています。

〈基本方針〉

- スポーツ施策の充実を図り、スポーツを通しての健康的なライフスタイルづくりをめざしながら、市民が、「いつでも」「どこでも」「だれでも」自発的にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 市民総合体育館利用者数(延べ数)

2017(平成29)年度	120,227 人
2023(令和 5)年度	130,000 人
2028(令和10)年度	131,000 人
- 健康増進センター利用者数(延べ数)

2017(平成29)年度	149,646 人
2023(令和 5)年度	150,000 人
2028(令和10)年度	151,000 人
- 市民総合体育館利用者満足度

2017(平成29)年度	83.9%
2023(令和 5)年度	94.5%
2028(令和10)年度	97.0%
- 健康増進センター利用者満足度

2017(平成29)年度	97.3%	(参考:過去3年間【平成 29・28・27 年度】平均 86.1%)
2023(令和 5)年度	94.5%	
2028(令和10)年度	97.0%	
- 市民競技大会参加者数(延べ数)

2017(平成29)年度	3,060 人
--------------	---------

2023(令和 5)年度	3,200 人
2028(令和10)年度	3,500 人

〈基本事業〉

【スポーツ振興事業の展開】

- 市民の生涯にわたるスポーツ活動を推進するため、各種目別のスポーツ競技大会など多様な機会の提供を図ります。
- スポーツ団体との連携と指導者の育成を進めます。

第2章 子育て・教育

第3節 生涯学習・スポーツ

3-3 新たな文化創造・文化活動の推進

〈現況と課題〉

- 文化会館は築 25 年を過ぎ老朽化が進んでいくため、計画的に維持修繕、改修を行う必要があります。
- 貸館利用率はこれまでの 10 年間においても僅かながら上昇しており、また利用に関する満足度及び自主事業に対する満足度も充足されてきています。今後も引き続きニーズに応じたサービス(催し等)を提供していく必要があります。
- 仕事・家事・育児・介護で忙しいことによる文化芸術活動機会の減少が考えられるため、その中で文化会館として催しをどのように企画して取り組んでいくかが課題となっています。
- 情報化の進展による新しい芸術の創造にも工夫を凝らしていく必要があります。

〈基本方針〉

- 子育て世帯や団塊の世代に対して、文化への親しみや文化活動による世代間の交流が持てるよう支援し、その文化の魅力を内外に発信します。
- 文化会館の管理運営は、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう努めるとともに、使用料のあり方等について検討し、利用者の増加に努めます。
- 利用者ニーズに合った施設の改修整備等を効率的、計画的に行い、施設の利用環境を整備するとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 文化会館の貸館利用率

2017(平成29)年度	64.2%
2023(令和 5)年度	78.0%
2028(令和10)年度	83.0%
- 文化会館の利用に関する満足度

2017(平成29)年度	72.5%
2023(令和 5)年度	90.0%
2028(令和10)年度	90.0%
- 文化会館の自主事業に対する満足度

2017(平成29)年度	96.4%
2023(令和 5)年度	100.0%
2028(令和10)年度	100.0%

〈基本事業〉

【文化に触れ合う機会づくりの提供】

- 各種団体等と連携をし、子育て世帯や団塊の世代をターゲットとした市民参加型事業をはじめ、個性豊かな文化振興事業の充実を図ります。
- 機関紙やホームページをはじめ、あらゆる機会を活用しながら、文化に関する情報提供を進めます。

【文化会館の管理運営】

- 多様なニーズに応じた、きめ細かいサービス提供を進めます。
- 指定管理者による効率的、効果的な維持管理を進めます。

【文化会館の改修整備の推進】

- 既存の文化会館の機能を維持し、さらに向上させるために、計画的に改修を進めます。

第2章 子育て・教育

第3節 生涯学習・スポーツ

3-4 地域の社会教育活動への支援

〈現況と課題〉

- 2004年度(平成16年度)から、市内すべての小中学校で学校開放事業を実施してきましたが、近年は利用人数が頭打ちの状況になっているうえ、地域の利用者を中心に開放しているため、利用の少ない学校施設があります。

〈基本方針〉

- 学校教育に支障がない範囲で、市民のスポーツ活動や文化活動の場を提供するための学校開放事業を引き続き実施していきます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 学校施設の年間利用回数

2017(平成29)年度	6,676 回
2023(令和 5)年度	6,900 回
2028(令和10)年度	7,240 回
- 学校施設の年間利用者数

2017(平成29)年度	125,740 人
2023(令和 5)年度	130,000 人
2028(令和10)年度	135,000 人

〈基本事業〉

【学校開放事業の推進】

- 社会教育その他公共の使用に供するため、小学校、中学校の屋内運動場やグラウンド等の施設開放を進めます。

第2章 子育て・教育

第3節 生涯学習・スポーツ

3-5 青少年の健全育成

〈現況と課題〉

- 市内の様々な青少年健全育成団体では、活発な自主的活動に加えて、地域を越えた交流事業を実施してきましたが、今後、少子化が進行していく中で、青少年を指導する人材の育成や、地域社会が一体となって青少年を支える環境づくりへの支援が求められています。
- 野外活動の参加促進に向けた取り組みが求められています。

〈基本方針〉

- 市内の青少年健全育成団体の自主的活動を支援するとともに、地域と連携し、多様な青少年活動のリーダーとなる人材の育成に努めます。
- 野外体験及び自然活動体験による青少年の健全育成に向けた取り組みを支援します。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 青少年健全育成関係団体の事業等参加者数
 2017(平成29)年度 1,770 人
 2023(令和 5)年度 1,900 人
 2028(令和10)年度 2,000 人
- わくわくふれあいハイキング参加者数
 2017(平成29)年度 309 人
 2023(令和 5)年度 300 人
 2028(令和10)年度 300 人

〈基本事業〉

【青少年健全育成活動の支援】

- 泉佐野市こども会育成連合会や青少年問題協議会等と連携しながら、自主的な青少年健全育成活動の推進を支援します。

【指導者の育成】

- 青少年健全育成活動を支える人材を育成するため、ジュニアリーダーなどの青少年リーダーの養成とともに、指導者及び育成者の研修の充実に努めます。

【非行防止啓発】

- 地域での安全パトロールや環境浄化活動を支援するとともに、地域と連携しながら、青少年の非行防止活動に関する市民啓発に努めます。

【青少年の野外活動の推進】

- 青少年が、野外活動や自然体験活動を通して、人と人との関わり方や自立心・自制心を自ら養うことができるよう支援します。また、令和3年度で運営が終了した旧稲倉青少年野外活動センターについては、よりよい提案等を推進するため連携をとっている賃貸借契約業者が効率的・効果的な運営を行えるよう努めます。

第3章 自律・協働・多様性

第1節 地域共助・地域コミュニティ

1-1 地域コミュニティ活動の支援

〈現況と課題〉

- 町会・自治会の連合組織である町会連合会は、定例の会合を開くなど連携がとれており、行政への協力等の取り組みも活発ですが、より一層の市との協働が求められています。
- 住みやすい地域づくりのために、地域コミュニティ活動の重要性が高まっている中、町会への加入率が下がっており、加入率の向上が課題です。
- 町会役員の高齢化に伴い、なり手の確保について、地域コミュニティを支える人材育成の観点からも課題です。
- 市民がコミュニティ活動に積極的に参加し、交流が促進できるよう、拠点となる町会館等の整備が今後必要です。

〈基本方針〉

- 地域コミュニティの強化や活性化を図るため、町会・自治会への市民の加入促進に努めるとともに、町会・自治会の活動を支援します。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 町会等への加入率

2017(平成29)年度	60.4%
2023(令和 5)年度	65.0%
2028(令和10)年度	70.0%

【参考】町会加入率のピーク値は、1990(平成2)年度の97.3%。
- 町会等新規加入に対する地域ポイント付与世帯数(累計)

2017(平成29)年度	73 世帯
2023(令和 5)年度	<u>1,100</u> 世帯
2028(令和10)年度	<u>2,100</u> 世帯
- 市民公益活動団体登録団体数

2017(平成29)年度	27 団体
2023(令和 5)年度	<u>36</u> 団体
2028(令和10)年度	<u>41</u> 団体

〈基本事業〉

【地域コミュニティ活動の推進】

- 地域コミュニティの強化を図るため、町会・自治会への加入促進に努めます。
- 町会・自治会のコミュニティ活動に対する助成を行うなど、地域における自主的な活動の活

発化を促進します。

- 子どもから高齢者までの各世代の地域住民同士のつながりを育む様々なコミュニティ活動を促進するため、町会連合会の自主的な活動を支援するとともに、行政活動との協力や連携を図ります。

【地域コミュニティ施設の整備】

- 地域コミュニティ活動の拠点となる町会館等の新築、増改築、改修について、助成を行います。

【ボランティア及び NPO 活動の促進】

- 誰もが積極的にボランティア活動や NPO 活動に取り組むことができるよう、市民公益活動団体の情報提供を行います。

第3章 自律・協働・多様性

第1節 地域共助・地域コミュニティ

1-2 地域防災の推進

〈現況と課題〉

- 「市民防災の日」に防災訓練を開催することで、関係機関との連携体制を形成しています。
- 泉佐野市総合防災ハザードマップを全戸配布し、市民の防災意識の高揚を図っています。
- 各種災害に対応するため、防災協定を関係機関と結び、防災体制の強化を図っています。
- 自主防災に対する意識の高まりの中、各町会で自主防災組織が結成されています。
- 避難行動要支援者の避難行動支援のため、地域での連携体制の強化を図っています。
- 住宅火災の低減が求められているなか、啓発活動を通じて住宅防火を推進する必要があります。
- 救命率向上のために、AEDの取扱いを含め救命処置に関する講習を積極的に実施する必要があります。
- 消防団活動の活性化を図るため、団員の確保、資質向上を図る必要があります。
- 発災時における災害ゴミ集積地での不法投棄対策が課題です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、災害対応にあたる職員などの感染症対策の徹底や避難所での避難者の過密抑制など新型コロナを含む感染症対策を図っています。

〈基本方針〉

- 災害から市民の生命と財産を守るため、災害に対する市民の認識を高めるとともに、災害時における市民一人ひとりの判断力を育成し、自主防災組織などの育成に努め、災害に強く、消防・救急の充実したまちづくりを進めます。
- 地域住民に対する防火への啓発を進めながら、きめ細かな火災予防を推進します。
- 急増する救急需要に対応する適正利用の広報、応急処置等の啓発を図るとともに、救急体制の強化を進めます。
- 災害ゴミの不法投棄対策を図るため、草の根防災訓練などを通じて、廃棄物の適切処分の啓発活動を進めます。

〈重要業績評価指標 (KPI)〉

- 自主防災組織の総数

2017(平成29)年度	72 団体
2023(令和 5)年度	<u>83 団体</u>
2028(令和10)年度	<u>83 団体</u>
- 防災訓練の参加人数

2017(平成29)年度	4,357 人
2023(令和 5)年度	<u>4,700 人</u>
2028(令和10)年度	<u>5,000 人</u>

〈基本事業〉

【防災意識の高揚と地域コミュニティの充実】

- 泉佐野市総合防災ハザードマップの配布を行い、市民の防災意識の高揚を図ります。また、ホームページ等による情報提供を行います。
- 地域の自主防災組織と連携して、防災に対する心構えの普及啓発を進めます。
- 自主防災組織の活動支援を行い、避難行動要支援者の支援体制の構築や地域の防災体制の充実を図ります。
- 防災訓練を開催し、地域の自主防災組織との連携体制づくりを進めます。

第3章 自律・協働・多様性

第1節 地域共助・地域コミュニティ

1-3 地域の防犯対策等の充実

〈現況と課題〉

- 1市2町(泉佐野市、熊取町、田尻町)、警察署、各種防犯団体に組織する防犯協議会を中心に、防犯に関する取り組みを行っています。また、地域の団体や自主的なボランティアなどの活動も積極的に行われています。
- 高齢化社会が進展する中、多様化する犯罪から市民を守るため、関係機関と連携し、防犯パトロールなどの防犯体制の充実・強化を図ることが必要です。
- 安全、安心なまちづくりを進めるには、防犯環境の一層の整備が必要です。

〈基本方針〉

- 警察署や地域安全センター、関係機関との連携のもと、防犯運動を推進するとともに、市民の防犯意識の高揚を図り、地域の自主防犯活動の推進を支援することにより、地域コミュニティ力を高め、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。
- 地域の安全のため、LED 防犯灯や防犯カメラの設置などの施設整備を進めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 防犯灯のLED 化率

2017(平成29)年度	49.1%
2023(令和 5)年度	100.0%
2028(令和10)年度	100.0%
- 防犯カメラの設置件数

2017(平成29)年度	125 台
2023(令和 5)年度	466 台
2028(令和10)年度	581 台

〈基本事業〉

【地域防犯活動の推進】

- 警察署や周辺自治体、各種防犯団体と連携しながら、地域防犯活動や市民ぐるみの防犯運動を推進します。
- 地域の自主防犯体制の強化を図るため、地域安全センターの防犯活動を支援します。

【防犯体制の充実】

- 多様化する犯罪から市民を守るため、防犯パトロールを強化するとともに、防犯体制の充実・強化を関係機関へ要請します。

【防犯施設等の整備】

- 地域の安全のため、LED 防犯灯や防犯カメラを設置する団体に対し助成を行います。

第3章 自律・協働・多様性

第2節 人権・多文化共生

2-1 人権尊重の社会づくり

〈現況と課題〉

- 人権対策本部啓発部会の8部会や人権問題町別懇談会などの取り組みにより市民の人権意識の高揚を図っていますが、新たな取り組みを含め、さらに拡充する必要があります。
- 人権行政基本方針に基づき、全職員がそれぞれの職務において人権教育推進計画の推進に努め、市民への啓発を進めています。また、人権のつどい、人権研究集会のほか、市民向けの講座等を開催し、市民の人権意識の高揚を図っていますが、参加者数が横ばいとなっており、特に若年層の参加が少ないため、参加しやすい企画が必要です。
- 「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権啓発を進めています。部落差別をはじめさまざまな人権侵害事象が起こっています。また、情報化社会の発展などによりインターネットを悪用した人権侵害など新たな人権問題も起こっており、これらの問題に対しても取り組む必要があります。
- 指定管理者の管理により市民交流センターの利用者が増加し、さまざまな講座や相談事業をはじめ市民の交流及び啓発の拠点として認知されてきましたが、より多くの市民に利用を促進するため、市民交流センターの認知度を上げるための広報が必要です。
- 泉佐野市人権協会、泉佐野市人権を守る市民の会などの人権関係団体の自主活動への支援を実施し、協働して人権啓発に努めています。今後も連携を強化して市民の自主的な活動の促進を図っていく必要があります。
- 広報の「人権の広場」での記事掲載、リーフレット「人として生きる」の発刊、ホームページへの記事掲載などにより情報提供をしています。広報及びホームページへの記事掲載の充実、最新情報の提供が必要です。

〈基本方針〉

- あらゆる機会をとらえて市民へさまざまな人権情報を提供することにより、その周知度を高めていきます。
- 各種団体や市民グループと共に人権啓発に取り組み、身近なところから差別や偏見のない人権尊重の社会づくりに努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 人権啓発事業(町別懇談会・人権のつどい・人権研究集会・あいあい講座・人権対策本部各部会)参加者数

2017(平成29)年度	3,447 人
2023(令和 5)年度	<u>6,000</u> 人
2028(令和10)年度	<u>7,000</u> 人

- 市民交流センターの利用者数

2017(平成29)年度	269,631 人
2023(令和 5)年度	<u>210,000</u> 人
2028(令和10)年度	<u>230,000</u> 人

- 市民交流センターの利用者満足度

2017(平成29)年度	98.05%
2023(令和 5)年度	100.00%
2028(令和10)年度	100.00%

〈基本事業〉

【人権啓発事業の推進】

- 人権対策本部啓発部会や人権問題町別懇談会などの活動を充実し、市全体としてさまざまな人権の課題について人権啓発の取り組みを進めます。
- 人権行政基本方針に基づき、人権教育推進計画の推進に努め、すべての人の人権が尊重されるよう、啓発・教育を進めます。
- 市民交流センターを人権啓発の拠点として、市民への人権啓発と地域交流などの取り組みを進めます。
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を活用できるサービスの調査・研究を進めます。

【人権啓発推進のための支援】

- 人権関係諸団体(泉佐野市人権協会、泉佐野市人権を守る市民の会等)などを支援し、連携することで、市民の自主的な活動の促進を図ります。

【自主的な人権学習や研修のための支援の充実】

- 出前講座により、市内の諸団体などが実施する人権学習や研修の支援を図ります。
- 広報、リーフレットやホームページなど、あらゆる媒体を通じて、さまざまな人権問題に関する情報提供を進めます。
- 視聴覚教材や図書など、人権侵害や差別の実態をとらえた教材の整備を図るとともに、貸出することで、市民や市民団体などの人権学習や研修の支援を図ります。

第3章 自律・協働・多様性

第2節 人権・多文化共生

2-2 人権擁護の充実

〈現況と課題〉

- 人権相談をはじめ市民からのさまざまな相談に人権擁護委員、泉佐野市人権協会や市民交流センターなどと協働して対応しています。また、必要に応じて他の相談機関と連携して相談者の支援に対応していますが、相談内容が複雑多岐にわたるため、市相談事業連絡会議を通じて相談機関の連携強化を図る必要があります。
- 情報化社会の発展に伴い、個人情報の漏えい事件が多発し、人権侵害にもつながっています。市民に対して個人情報の重要性と保護についての周知を図る必要があります。
- 身元調査などにつながる住民票等の不正取得の防止策としての本人通知制度について、あらゆる機会を通じてパネル展示やチラシなどの配布により市民に周知を図るとともに登録の促進を図っていますが、本人通知制度についての周知が不足しているため、事前登録者数が少なく、市民へのなお一層の周知が求められます。

〈基本方針〉

- 相談事業をはじめとする人権の視点に立った取り組みを推進します。
- 人権擁護に関する事業内容の周知や広報を推進します。
- 個人情報保護と本人通知制度の重要性を周知する取り組みを推進します。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 相談件数(法律相談・総合生活相談・市民交流センター・人権擁護委員・人権協会)

2017(平成29)年度	2,707 件
2023(令和 5)年度	<u>2,750</u> 件
2028(令和10)年度	<u>3,000</u> 件
- 本人通知制度の事前登録者数

2017(平成29)年度	264 人
2023(令和 5)年度	<u>650</u> 人
2028(令和10)年度	<u>700</u> 人

〈基本事業〉

【相談事業の充実】

- 人権相談や総合生活相談を実施し、国、府及び人権関係団体、各相談機関との連携を強めて、市民の課題解決を図ります。
- 相談事業の充実を図り、広報やホームページなどにより市民への周知を推進します。

【個人情報保護等に関する取り組みの充実】

- 個人情報保護に関する啓発や情報提供を進めます。
- 個人情報保護制度を適切に運用し、市民の権利や利益の保護を図ります。
- 住民票等の交付に伴う本人通知制度の周知を図り、事前登録者数の増加に努めます。

【人権侵害等に対する予防や救済】

- 人権侵害等の被害者となったときの相談・救済機関などの周知、加害者とならないための人権意識の高揚を図るため、関係機関と連携して取り組みを進めます。

第3章 自律・協働・多様性

第2節 人権・多文化共生

2-3 恒久平和精神の環境づくり

〈現況と課題〉

- 人権対策本部子ども・平和部会による「平和を考える集い(映画会)」を開催するとともに、市民交流センターなどで実施される反戦・反核・平和の行事などへ支援を実施しています。
- 学校への反戦・反核・平和の視聴覚教材の貸出や市民交流センターなどへのパネルの貸出等の支援を実施しています。
- 反戦・反核・平和の視聴覚教材が古くなってきており、パネルなどの資料も含めて整備をする必要があります。

〈基本方針〉

- 非核平和都市宣言を基本とした平和に関する市民一人ひとりの意識の高揚を図り、恒久平和への環境づくりを進めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 「平和を考えるつどい」への参加者数

2017(平成29)年度	156 人
2023(令和 5)年度	<u>70</u> 人
2028(令和10)年度	<u>100</u> 人
- 平和に関する視聴覚教材の貸出数

2017(平成29)年度	32 回
2023(令和 5)年度	<u>35</u> 回
2028(令和10)年度	<u>40</u> 回

〈基本事業〉

【恒久平和の環境づくり】

- 平和に関する市民の意識の高揚を図る取り組みを進めます。
- パネル展や映画会などについて、関係機関などと連携し実施します。
- 平和に関する視聴覚教材や資料などの整備を図るとともに、情報提供を進めます。

第3章 自律・協働・多様性

第2節 人権・多文化共生

2-4 男女共同参画の実現に向けた社会づくり

〈現況と課題〉

- 第3次いずみさの男女共同参画推進計画(第3次人ひとプラン)に基づき、毎年、実施計画及び進捗状況の調査を行いながら、計画の推進に努めています。
- 各種講座、セミナー等を開催していますが、市民ニーズの多様化や新しい課題への対応、また、男性受講者の増加に向けた企画が必要です。
- 男女共同参画社会実現のための拠点施設として、いずみさの女性センターを開設し、市民に向けた取り組みを実施するとともに、自主グループの育成と活動への支援に努めています。
- 配偶者等からの暴力など様々な問題を抱える市民を支援していけるよう、情報を提供するとともに相談事業の拡充などが必要です。
- 女性活躍推進法に基づき、職場の男女平等、企業や地域団体等での女性の参画、政策方針決定への女性の参画、管理職への女性の登用などについての啓発、促進、環境整備などが必要です。

〈基本方針〉

- 政策及び方針決定をはじめ、あらゆる分野において、性別にかかわらず人権が尊重され、男女それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、対等なパートナーとして参画できる社会の実現をめざします。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- いずみさの女性センターの年間利用者数

2017(平成29)年度	5,869 人
2023(令和 5)年度	6,300 人
2028(令和10)年度	6,500 人
- 政策及び方針決定の場への女性参画率

2017(平成29)年度	22.4%
2023(令和 5)年度	35.0%
2028(令和10)年度	40.0%
- 男女共同参画社会啓発事業(講座・イベントなど)参加者数

2017(平成29)年度	2,281 人
2023(令和 5)年度	2,500 人
2028(令和10)年度	3,000 人

- 女性のための相談件数(面接・電話)

2017(平成29)年度 194 件

2023(令和 5)年度 230 件

2028(令和10)年度 250 件

＜基本事業＞

【第3次人ひとプランに基づく施策の推進】

- 男女共同参画社会に向けた取り組みの基礎となる「第3次いずみさの男女共同参画推進計画(第3次人ひとプラン)」に基づき、市全体としての施策を推進します。

【男女共同参画に向けた啓発及びグループ支援事業の推進】

- 男女共同参画社会の推進と男女のエンパワーメントを目的とし、セミナーや講座を開催します。また、男性が興味を引くテーマや受講しやすい日程などを考慮したセミナーや講座も企画します。
- いずみさの女性センターネットワーク(IWN)に登録するグループの育成と支援に努め、連携して男女共同参画を推進します。
- 男女共同参画関連図書などの貸出や、国、府及び他市の情報などを収集し、提供します。

【男女共同参画に向けた相談事業の推進】

- 悩みや問題を抱える女性に対して適切な支援や情報提供を行えるよう、相談事業の拡充を図ります。

【政策及び方針決定の場への女性の参画推進】

- 男女共同参画社会の実現のためには、政策及び方針決定の場への女性の参画を進めることが重要であるため、各種審議会や団体などへ啓発や情報を提供します。一方、各種審議会などへ参画する女性の人材育成に努めます。

【拠点施設の充実】

- 男女共同参画社会を推進するさまざまな事業を実施し、また、多様な市民のニーズに対応できるよう、拠点施設であるいずみさの女性センターの充実を図ります。

第3章 自律・協働・多様性

第2節 人権・多文化共生

2-5 多文化共生の実現に向けた社会づくり

〈現況と課題〉

- 本市の外国人人口は、2013年(平成25年)3月末現在で966人から2023年(令和5年)3月末現在で2,250人と10年間で倍以上に増加し、今後も増加することが見込まれていることから、外国人に対する市民の国際理解を積極的に推進することが求められています。
- 民間国際交流団体への事業委託により、市民の国際化啓発と多文化共生社会の形成を進めていますが、在住外国人や訪日外国人への多言語での情報発信が引き続き求められています。
- 在住外国人が地域で孤立しないように生活支援を行い、在住外国人が自立し、社会参画の力を育むことが求められています。
- 外国人であることを理由とする不当な就労上の取扱い、賃貸住宅への入居拒否などの人権問題、近年では特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチが起こっています。
- 外国人の人権問題に対する啓発を進める必要があります。

〈基本方針〉

- 市民の国際理解に向けた取り組みを通じて在住外国人が地域とともに暮らすことができ、また、訪日外国人が快適に過ごせるように支援を行い、多文化共生社会の形成を進めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 在住外国人等への日本語教室の開催数

2017(平成29)年度	1,529回
2023(令和5)年度	1,700回
2028(令和10)年度	1,800回

〈基本事業〉

【外国人へのコミュニケーション支援】

- 在住外国人及び訪日外国人に対して必要な情報の多言語化や、やさしい日本語表現の充実について、国際交流団体の協力を得ながら進めます。
- 国際交流団体と連携し、在住外国人向けの日本語教室等を実施します。
- 外国人にも分かりやすく、町並みとの調和や安全に配慮したデザイン等の設置方針を定めた公共サインの整備を推進します。
- 市内事業者が外国人への接客ができるよう、接客講習の支援に努めます。

【在住外国人への生活支援】

- 在住外国人に対する生活支援相談会や防災関連講座を実施することで、在住外国人が暮らしやすいまちづくりに努めます。

【多文化共生社会に向けた人権啓発の取り組み】

- 外国の文化などの多様性を認め、言語、宗教、生活習慣などの違いを正しく理解し、尊重することが重要であるとの認識が市民に深まる取り組みを進めます。

第4章 支え合い・福祉・健康

第1節 地域福祉

1-1 地域で支え合う福祉の促進

〈現況と課題〉

- 小地域ネットワーク活動^{※1}については、個別支援活動やいきいきサロン、子育てサロンなどのグループ支援活動の回数が増加し、ネットワーク活動が進んでいます。支援者の高齢化やボランティアの人数の課題はありますが、複合的な課題を抱え相談に行くことが困難な要援護者への支援活動が求められています。
- 社会福祉協議会^{※2}をはじめ各種団体からの情報発信が求められています。
- 市と社会福祉協議会をはじめ協働の推進、活動支援が求められています。
- ボランティア団体・NPO法人などの育成、市民の福祉意識の醸成が求められています。また担い手の高齢化の課題について、福祉活動に参加しやすい環境整備を図ることが求められています。
- 少子高齢化や人口減少社会が進む中、外国人雇用を含め福祉的サービスを提供する支え手の人材確保への対応が求められています。
- 8050 問題^{※3}、ダブルケア^{※4} 問題、心の病気による問題やごみ屋敷の問題など、社会構造の変化に伴う「生活のしづらさ」に関する問題が増加しています。
- 個人の価値観が多様化することにより、町会や自治会への加入率が減少するなど地域のつながりの希薄化が進み、地域住民間での親しい付き合いや助け合いという家族や地域で相互に支え合う機能が失われてきている中、地域福祉を巡る複雑多様化した問題に対して一体的に支援することが求められています。

〈基本方針〉

- 小地域ネットワーク活動をはじめとする地域活動等により、課題を抱える要援護者を早期に発見し、支援していくため、地域住民と関係機関の協働による包括的な支援体制づくりの推進に努めます。
- 高齢者、障害のある人、子どもなどすべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる地域共生社会の形成を推進します。
- 地域福祉情報を提供するなど情報発信に努めるとともに、地域住民・各種団体の交流を促進し、市民の福祉意識の醸成に努めます。
- 地域福祉の担い手となるボランティア団体・NPO法人などの育成や指導者の養成を図ります。
- 住民誰もが立ち寄り交流することができる場や、住民の自主活動や専門職と話し合うことができる活動拠点の設置・整備に努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 小地域ネットワーク活動のグループ年間支援回数
2017(平成29)年度 2,282 回

2023(令和 5)年度 2,410回

2028(令和10)年度 2,460回

- 小地域ネットワーク活動のボランティア総登録者数

2017(平成29)年度 1,507 人

2023(令和 5)年度 1,380人

2028(令和10)年度 1,400人

- 地域の絆づくり登録制度同意登録者数

2017(平成29)年度 2,492 人

2023(令和 5)年度 3,140人

2028(令和10)年度 3,240人

〈基本事業〉

【地域で支え合う仕組みの構築】

- 小地域ネットワーク活動を基盤とし、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭、子育て家庭等の要援護者やその家族を地域で支え合うネットワークを推進します。
- 住民誰もが立ち寄り交流することができる場や、住民の自主活動や専門職と話し合うことができる活動拠点の設置・整備に努めます。

【社会福祉協議会をはじめ各種団体との連携及びその支援】

- 地域住民の交流を促進し、福祉意識を醸成します。
- 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会^{※3}をはじめ、地域福祉セーフティーネットを地域で支える各種団体との連携や支援を強化し、地域福祉計画を推進します。
- 情報提供体制の整備や包括的な相談支援体制の整備を図ります。

【ボランティア団体及びNPO法人の育成】

- 地域のセーフティーネットを構築するため、ボランティア団体・NPO法人などの育成を進めます。
- ボランティアリーダー、指導者を養成する人材育成システムの整備を進めます。
- 担い手の高齢化について、福祉活動に参加しやすい環境整備に努めます。

【他人事を「我が事」に変える仕組みの構築】

- 生活支援コーディネーターが中核となって様々な場をつなぎ、分野を越えた協働を進めることで地域の課題を見つめ直し、これまで他人事であった困りごとを地域の課題として「我が事」に変えていく働きかけを行う仕組みの構築を図ります。

【「丸ごと」受け止める場の構築】

- 全ての人が福祉に関する相談を丸ごと相談できる地域型包括支援センターを生活圏域ご

とに設置し、また複数の地域型包括支援センターを後方支援するための基幹型包括支援センターを設置することで、介護、障害、子育てなど、生活の不安や悩みに関する様々な地域住民の課題へ対応する福祉関連の相談支援窓口の一元化を図ります。

-
- ※1) 小地域ネットワーク活動:** 小地域を単位として地域の寝たきりやひとり暮らし高齢者、障害(児)者、子育て中の親子など、支援を必要とするすべての人たちが地域で孤立することなく安心して暮らせるように、見守り活動などの個別支援活動やいきいきサロン、子育てサロンなどのグループ支援活動を通して、地域での自立支援を行う活動のこと。地区福祉委員会が中心となり、様々な保健福祉の専門機関などと連携しながら、支え合い、助け合い活動を進めている。
- ※2) 社会福祉協議会:** 社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のこと。民間団体であるが、社会福祉法第109条に位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを行うこととされている。
- ※3) 8050問題(はちまるごーまる問題):** 80代の高齢の親と50代の無職の独身の子どもが同居している世帯を表し、社会的に孤立する問題のこと。
- ※4) ダブルケア:** 子育てを行う世帯(者)が、親の介護も同時に担う状況を表す言葉。
- ※5) 民生委員児童委員協議会:** 一人ひとりの民生委員・児童委員を会員とする組織であり、個々の委員活動を支える役割を果たしている。ひとり暮らし高齢者をはじめ支援を必要とする人に、日ごろの見守りの他、孤立させないための地域のつながりを強める活動を行っている。また、いろいろな相談に対応できるよう、各種の福祉サービスの情報や行政機関及び社会福祉協議会との連携を図るための制度など、各種の研修に取り組み、常に自らの活動を点検し、基本的人権を尊重しつつ「地区福祉委員会」や「小地域ネットワーク活動」に積極的に参加している。

第4章 支え合い・福祉・健康

第2節 高齢者福祉

2-1 地域で自分らしく暮らすための支援

〈現況と課題〉

- 緊急通報装置については、緊急通報の受信や月1回の安否確認を行うことにより、ひとり暮らし等高齢者を支援しています。また、地域包括支援センター※¹については、地域の多様な関係機関・団体との連携を強化し、支援体制を構築していますが、複合多問題ケースへの対応が求められています。
- 介護予防事業として、2016年度(平成28年度)からはカラオケ機器を利用した音楽介護予防教室(泉佐野元気塾)などを実施しています。
- 就労意欲のある高齢者に対して、シルバー人材センターを通した就労支援や、ボランティア活動の促進に取り組んでいます。また、地域活動については、地域資源の情報発信、周知の必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増加する中で、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるような体制整備が必要となります。

〈基本方針〉

- 住み慣れた地域で、社会に参加しつつ、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防事業を推進します。
- 地域における包括的な相談・支援の体制充実を図ります。
- 地域で暮らす認知症高齢者の尊厳が保たれるように、認知症に対する正しい理解や知識が社会全体に広まるよう意識啓発活動の充実に努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 総合相談支援事業の年間件数

2017(平成29)年度	8,692 人
2023(令和 5)年度	<u>18,000 人</u>
2028(令和10)年度	<u>20,500 人</u>
- 音楽介護予防教室(泉佐野元気塾)参加者数

2017(平成29)年度	9,873 人
2023(令和 5)年度	<u>11,738 人</u>
2028(令和10)年度	<u>14,138 人</u>
- 認知症サポーター※²数

2017(平成29)年度	5,680 人
2023(令和 5)年度	<u>7,900 人</u>
2028(令和10)年度	<u>9,150 人</u>

〈基本事業〉

【地域活動の充実】

- 身近な相談・支援体制を整備し、地域での活動を支援します。
- 介護予防事業を充実させ、地域での自主的な活動への展開を支援します。
- 地域や職場で認知症や家族に対して出来る範囲での手助けをする人である、認知症サポーターを養成します。

※1) 地域包括支援センター: 2006(平成 18)年 4 月に改正・施行された介護保険法に基づいて創設された高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関のこと。市町村又は市町村から委託された法人が運営し、主任介護専門員・保健師・社会福祉士が配置されている。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護・福祉・医療・虐待防止等必要な支援が継続的に提供されるように調整している。

※2) 認知症サポーター: 「認知症サポーター養成講座」を受講することでサポーターとなり、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る人。

第4章 支え合い・福祉・健康

第3節 障害者福祉

3-1 地域における自立した生活への支援

〈現況と課題〉

- 障害のある人の高齢化やダブルケアの問題など、障害のある人を取り巻く課題が複雑化・多様化していることから、相談支援事業所をはじめ保健、医療、教育などの各種機関が連携し、地域の相談支援体制の強化を図る必要があります。
- 障害の有無にかかわらず、すべての人が互いに尊重し共生できる差別のない地域社会をめざし、市民や事業者が、障害や障害のある人に対する理解を深められるよう、継続して啓発活動に取り組む必要があります。

〈基本方針〉

- 障害のある人の自己決定を尊重し、地域や家庭で自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスやその提供体制の確保・充実に努めます。
- 障害のある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、身近な地域で包括的な相談支援体制を構築し、社会的孤立やサービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域社会で支えあう仕組みづくりに努めます。
- 障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の未然防止など、障害のある人への権利擁護の取り組みを進めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 障害福祉(訪問系)サービスの年間支給決定者数

2017(平成29)年度	417 人
2023(令和 5)年度	<u>720</u> 人
2028(令和10)年度	<u>795</u> 人
- 相談支援事業の年間利用者数

2017(平成29)年度	6,537 人
2023(令和 5)年度	<u>12,000</u> 人
2028(令和10)年度	<u>15,000</u> 人
- グループホーム^{※1}の支給決定者数

2017(平成29)年度	107 人
2023(令和 5)年度	<u>236</u> 人
2028(令和10)年度	<u>301</u> 人
- 日中活動系サービス^{※2}の利用者数

2017(平成29)年度	<u>579</u> 人
--------------	--------------

2023(令和 5)年度 728 人

2028(令和10)年度 936 人

〈基本事業〉

【自立支援給付事業の推進】

- 障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、自立支援給付事業(介護給付^{※3}、訓練等給付^{※4}、自立支援医療^{※5}及び補装具費給付^{※6}など)を推進します。

【地域生活支援事業の推進】

- 障害のある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業(相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業など)を推進します。

【経済的援助の推進】

- 国や府と連携し、特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当等の各種手当制度や重度障害者医療費助成事業を推進します。

※1)グループホーム:夜間や休日、数人の障害のある人が共同生活を営み、近隣(又は同居)の世話人により、食事の提供、相談、その他日常生活指導・援助の提供を行うもの。

※2)日中活動系サービス:地域で生活する障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、地域交流活動等を行うことにより、地域生活支援の促進を図るための施設。

※3)介護給付:障害に起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援のこと。具体的には、居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所(ショートステイ)及び施設入所支援などを行う。

※4)訓練等給付:地域で生活を行うために一定期間提供される訓練的支援のこと。具体的には、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助などをいう。

※5)自立支援医療:心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要とされる医療のこと。育成医療、更生医療及び精神通院医療の3種類がある。

※6)補装具費給付:身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働省令で定めるものをいう。

第4章 支え合い・福祉・健康

第4節 健康・医療

4-1 健康づくり支援の充実

〈現況と課題〉

- 働き方の変化などにより、生活リズムの多様化が生じ様々なニーズがある中、健康づくりの多様な選択肢の提供等、その環境づくりが求められています。
- 超高齢化が進む中、健康寿命^{※1}の延伸を図るためには、自らが健康づくりに励む意識とその支援体制の充実とともに、民間事業所での取り組み、そして地域の実情に応じた普及・啓発・実践が必要となります。

〈基本方針〉

- 健康マイレージ事業^{※2}、健康教室・健康相談等の健康づくり事業の実施や、健康づくりに関する情報提供により、健康づくりの多様な選択肢の提供の充実に努めます。
- 保健指導等の実施により、自主的な健康づくり活動を支援し、生活習慣病の予防及び介護予防を図り、健康寿命の延伸に努めるとともに、医療費の抑制を図ります。
- 食育や心の健康づくりを推進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 健康マイレージの参加者数

2017(平成29)年度	196 人
2023(令和 5)年度	<u>2,400</u> 人
2028(令和10)年度	<u>8,150</u> 人
 - 健康教室等への年間参加者数

2017(平成29)年度	772 人
2023(令和 5)年度	<u>1,436</u> 人
2028(令和10)年度	<u>1,580</u> 人
 - 健康相談への年間参加者数

2017(平成29)年度	124 人
2023(令和 5)年度	<u>576</u> 人
2028(令和10)年度	<u>634</u> 人
 - 健康寿命(府算出値:要介護状態区分などを利用して算出しており、国の健康寿命とは算出方法が異なります。)
- | | | | |
|--------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 2017(平成29)年度 | 男性 77.81 歳 | 女性 81.68 歳 | (2015(平成 27)年度値) |
| 2023(令和 5)年度 | 男性 <u>78.80</u> 歳 | 女性 <u>82.80</u> 歳 | (2021(令和 3)年度値) |
| 2028(令和10)年度 | 男性 <u>79.80</u> 歳 | 女性 <u>83.80</u> 歳 | (2026(令和 8)年度値) |

〈基本事業〉

【健康づくりの仕組みの推進】

- 市民がいつでも、どこでも楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、デジタル化した健康マイレージ事業で参加者層の拡大を図り、地域ポイント「さのぼ」と連動し、各種健（検）診受診率の向上を図ります。
- 健康相談、健康教室を実施し、市民の健康意識の啓発に努めます。

【保健指導等の推進】

- ボランティア団体、地域との連携を図り、食育等健康づくりを推進します。
- 健康手帳等の活用により、自己の健康管理を支援します。
- 家庭や学校、地域、職域における身体と心の健康づくりを支援します。

【介護予防の支援】

- 介護予防を関係機関とともに推進し、健康寿命と平均寿命との差が縮小されるように努めます。

※1) **健康寿命**:健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

※2) **健康マイレージ事業**:自らの健康づくりに関心を持つことにより、生活習慣病予防・介護予防のために健康づくりに対する意識を広く普及することを目的に本市が実施する事業。歩く、健（検）診や健康講座等の参加、日常生活での健康づくりの実践で健康ポイントを貯めると、地域ポイント「さのぼ」に交換ができる。

第4章 支え合い・福祉・健康

第4節 健康・医療

4-2 疾病の予防・早期発見の推進

〈現況と課題〉

- 健康診査、がん検診の受診率や高齢者インフルエンザ予防接種の接種率の向上に取り組んでいますが、更に受診率を向上させる必要があります。
- 市民一人ひとりが生活習慣病予防の必要性を認識し、健康診査やがん検診を受診する行動につなげることが必要です。
- 外来有害生物^{*1}の侵入や新たな感染症を含め、感染症等への対策を充実する必要があります。

〈基本方針〉

- 疾病を未然に予防することの重要性について啓発するとともに、健康診査やがん検診の周知を図り、受診率を向上させ疾病の予防と早期発見に努めます。
- 新たな感染症及び外来有害生物の正確な情報収集に努め、市民に迅速な情報提供を行い、知識の普及と注意喚起を図ります。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 特定健康診査^{*2}の受診率(国民健康保険被保険者)

2017(平成29)年度	33.7%	(2016(平成 28)年度確定値)
2023(令和 5)年度	60.0%	(2022(令和 4)年度確定値)
2028(令和10)年度	60.0%	(2027(令和 9)年度確定値)
- がん検診の受診率(胃・大腸・乳・子宮・肺がんの受診率の平均)

2017(平成29)年度	8.8%
2023(令和 5)年度	31.2%
2028(令和10)年度	<u>60.0%</u>
- 高齢者インフルエンザの接種率

2017(平成29)年度	48.9%
2023(令和 5)年度	58.0%
2028(令和10)年度	65.0%

〈基本事業〉

【健康診査の推進】

- 生活習慣病予防対策を推進するため、健康マイレージ事業を充実させ、健康診査の受診率向上に努めます。

【がん検診の推進】

- 予防・早期発見・早期治療を主眼とし、適切に検査が実施されるよう関係機関との連携を徹底します。
- 申込方法の工夫、対象者への受診勧奨、広報等による情報提供に努め、受診しやすい環境づくりを図り、未受診者対策を推進します。

【感染症対策等の充実】

- 新たな感染症及び外来有害生物に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、発見・発生時には関係機関との迅速な連携のもと適切な対応に努めます。
- 新興・再興感染症への健康危機管理体制を構築するため、平時のうちから保健所・地元医師会など関係団体との連携強化に努めます。

※1) 外来有害生物: 海外から日本に入ってきて、地域の生態系や人間の健康に悪影響を与える生物(例えば、ヒアリやセアカゴケグモなど)のこと。

※2) 特定健康診査: 厚生労働省により、2008(平成 20)年 4 月から義務づけられた内臓脂肪型肥満に着目した健康診査のこと。40 歳から 74 歳までの人が対象。

第4章 支え合い・福祉・健康

第4節 健康・医療

4-3 医療体制の充実

〈現況と課題〉

- 身近でのかかりつけ医と手術や入院治療を中心とする医療機関（二次医療）との連携や地域全体での効果的・効率的な医療の提供が必要です。
- 医師が偏在する中、安心して出産・子育てができる母子医療の確保が必要です。

〈基本方針〉

- かかりつけの診療所や開業医（一次医療）と手術や入院治療を中心とする医療機関（二次医療）との連携の充実に努め、地域全体で継続的かつ効果的・効率的な医療を提供できる体制を推進します。
- 母子医療や救急医療体制の維持に努め、安心して医療を受けられるための支援を行い、健康を支える環境づくりを推進します。

〈重要業績評価指標（KPI）〉

- 紹介率※1（りんくう総合医療センター）

2017（平成29）年度	64.7%
2023（令和 5）年度	67.5%
2028（令和10）年度	70.0%

〈基本事業〉

【医療の連携の推進】

- りんくう総合医療センターと地元医師会・医療機関や行政機関との連携を推進し、地域全体での効率的な医療の提供を推進できるよう努めます。

【災害医療、救急医療の充実】

- りんくう総合医療センターは泉州医療圏の災害拠点病院として、地元医師会との連携により、災害医療の充実に努めます。
- 泉州南部初期急病センター（休日診療所）の体制の維持に努めます。
- 救命救急センター（三次医療）を持つりんくう総合医療センターは、地域医療連携により、救急医療の充実に努めます。
- りんくう総合医療センターに設置する泉州広域母子医療センターの周産期医療センターにおいて、産婦の健康診査及び出産、並びに初期治療から緊急性を要する治療（三次医療）までを担う周産期医療※2を担当します。

※1)紹介率:他の病院又は診療所からの紹介で受診した患者の割合を示す指標のこと。

※2)周産期医療:妊娠満 22 週から生後満 7 日までの期間を「周産期」という。合併症や分娩時のトラブルなど、母体、胎児又は新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある時期における医療のこと。

第5章 安全・防災・環境

第1節 消防・防災

1-1 消防・防災の充実

〈現況と課題〉

- 府との共同事業による「おおさか防災ネット」※1により災害時の情報の収集や伝達の充実を図っています。
- 防災行政無線を活用し、災害時の情報伝達の充実を図っています。
- 大規模化、多様化する災害へ迅速で的確な対応をするため、各種高度資機材※2の整備を図る必要があります。
- 各種災害に対応するため、防災協定を関係機関と結び、防災体制の強化を図っています。
- 住宅火災の低減が求められているなか、啓発活動を通じて住宅防火を推進する必要があります。
- 救命率向上のために、AEDの取扱いを含め救命処置に関する講習を積極的に実施する必要があります。
- パソコンや携帯電話の操作に不慣れな高齢者への確実な情報伝達が課題です。
- 近年、府内においても短時間で局所的な豪雨が増加しており、今後の気象変動に伴う災害リスクの増大が危惧されています。

〈基本方針〉

- 急増する救急需要に対応する適正利用の広報、応急処置等の啓発を図るとともに、救急体制の強化を進めます。
- 「泉佐野市国土強靱化地域計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に進め、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」づくりを推進します。
- 地域住民に対する防火への啓発を進めながら、きめ細かな火災予防を推進します。
- 住民への一斉同報伝達の役割を担う防災行政無線に加え、放送内容が確認できる自動電話案内サービス、登録制メール、地元ケーブルテレビ局の防災情報サービスなど多様な情報伝達手段を多重的に活用します。
- 府と連携し、雨水の保水効果がある屋上緑化等のグリーンインフラを用いた防災整備の啓発に努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 防災メール※3 総登録件数

2017(平成29)年度	5,601 件
2023(令和 5)年度	6,200 件
2028(令和10)年度	6,700 件

- 火災件数の推移

2017(平成29)年度	23 件
2023(令和 5)年度	20 件
2028(令和10)年度	<u>18</u> 件

- 災害時協力協定の件数

2017(平成29)年度	55 件
2023(令和 5)年度	<u>125</u> 件
2028(令和10)年度	<u>128</u> 件

〈基本事業〉

【防災情報伝達の充実】

- おおさか防災ネットによる災害時の情報の収集や伝達の充実を行います。
- 防災行政無線を活用した災害時の情報伝達の充実を行います。

【関係機関との連携強化】

- 各種防災訓練を開催し、防災関係機関や地域との連携体制づくりを進めます。
- 災害に対応するため、防災協定を関係機関と結び、防災体制の強化を行います。

【消防施設の充実整備】

- 高度な救急資器材の計画的な整備を進めます。

※1)おおさか防災ネット:気象・地震や災害発生時の被害・避難情報など幅広い防災情報を提供するポータルサイトのこと。

※2)各種高度資器材:大規模な災害や事故に対応するための高度な救出救助能力を有する資器材のこと。

※3)防災メール:防災メール配信サービスは、市民の皆様の防災対策に役立ていただくため、気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報について、メールで配信するもの。

第5章 安全・防災・環境

第2節 環境衛生・環境保全

2-1 環境衛生の充実

〈現況と課題〉

- 核家族化や少子高齢化などによって墓地に対するニーズは多様化しており、新たな墓地の様式が求められています。
- 環境に与える負荷が高い生活排水は、悪臭や河川等の汚れの原因となるため適切に処理することが求められています。

〈基本方針〉

- 斎場施設の安定的かつ効率的な運営、及び墓地に対する多様なニーズへの対応に努めます。
- 公用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 区画墓地新規使用許可数
2017(平成29)年度 10 件
2023(令和 5)年度 15 件
2028(令和10)年度 15 件
- 合葬式墓地新規使用許可数
2018(平成30)年度から実施
2023(令和 5)年度 250 件
2028(令和10)年度 240 件
- 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付件数
2022(令和 4)年度から実施
2023(令和 5)年度 9 件
2028(令和10)年度 15 件

〈基本事業〉

【火葬場施設の適切な運営】

- 施設管理運営委託業者と連絡を密に行い、協力しながら市民ニーズに応じた適切な運営管理を進めます。

【墓地整備の推進】

- 市民ニーズを踏まえ、合葬墓を運営していきます。

【水質保全及び公衆衛生の向上】

- 合併処理浄化槽設置整備事業対象区域において、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を対象に、設置費用の一部を助成します。
- 浄化槽設置者に対し、維持管理についての指導及び啓発を行います。

第5章 安全・防災・環境

第2節 環境衛生・環境保全

2-2 環境保全の推進

〈現況と課題〉

- 公害の未然防止や現状把握のため、事業所へのパトロールの強化と啓発、指導が必要です。
- 地球温暖化への負荷を低減させるため、温室効果ガスの排出削減が求められています。
- ごみの路上投棄や不法投棄がなくなり、環境が悪化し、美観上も問題が生じており、不法投棄等をさせない環境づくりを進める必要があります。

〈基本方針〉

- 生活環境の保全をはじめ、環境美化活動を推進します。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 温室効果ガス(CO2)の年間総排出量

2017(平成29)年度 9,287t

2020(令和 2)年度 8,638t

2023(令和 5)年度 7,120t(目標値)

2028(令和10)年度 4,904t(目標値)

(目標値については、令和5年3月策定「第Ⅳ期泉佐野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」内の2030年度における温室効果ガス総排出量の削減目標より抜粋。2027年(令和9年)に実行計画の見直しを行い、目標の再設定を行います。)

〈基本事業〉

【公害対策の推進】

- 公害の未然防止や公害の発生源(原因事業所)の現状把握のため、関係機関と連携し、事業所パトロールを定期的に行い、啓発、指導を進めます。また、「泉佐野市生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水の適正処理についての啓発、指導を行います。

【地球温暖化対策の推進】

- 市の事務や事業に対して、温室効果ガスの排出抑制を行います。
- 「泉佐野市再生可能エネルギー導入計画」に基づき、再生可能エネルギーの導入推進及び地産地消を図るとともに、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現をめざします。

【環境美化の推進】

- パトロールの実施などにより、公共用地への不法投棄を未然に防止するように努めます。
- 環境美化活動協力員等の清掃ボランティアと協働し、市域の環境美化、生活環境の保全に努めます。

第5章 安全・防災・環境

第2節 環境衛生・環境保全

2-3 循環型社会の構築

〈現況と課題〉

- これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった生活様式から、廃棄物の排出抑制 (Reduce:リデュース)、製品などの再利用 (Reuse:リユース)、資源としての再利用 (Recycle:リサイクル)の3R を基本とする循環型社会の構築が進められていく中で、ごみのさらなる減量化、各種リサイクル品目の適正なリサイクルの継続及び推進が必要です。

〈基本方針〉

- 市、市民及び事業所の役割分担や連携により、循環型社会の形成を進めます。

〈重要業績評価指標 (KPI)〉

- 一般廃棄物の再資源化量

2017(平成29)年度	3,456t
2023(令和 5)年度	<u>3,436t</u>
2028(令和10)年度	<u>3,325t</u>
- 容器包装プラスチックの再資源化量

2017(平成29)年度	587t
2023(令和 5)年度	<u>588t</u>
2028(令和10)年度	<u>569t</u>
- カン・ビン・ペットボトル本体の再資源化量

2017(平成29)年度	1,087t
2023(令和 5)年度	<u>1,058t</u>
2028(令和10)年度	<u>1,023t</u>

〈基本事業〉

【3R 推進の周知・啓発】

- 循環型社会の構築を推進するため、引き続き市民や事業所に対して、広報誌及びホームページ並びに出前講座などを通じて、ごみの抑制、製品などの再利用、資源としての再生利用の3R の取り組みやごみの分別排出について、周知、啓発を行います。
- 家庭の生ごみを抑制処理する生ごみ減量化等処理機器の購入助成金交付制度を周知し、さらにごみの減量化、再資源化を推進します。

【リサイクルの推進】

- 循環型社会形成推進基本法などに基づき、各種リサイクル対象品目の適正なリサイクルを

推進します。

第5章 安全・防災・環境

第3節 廃棄物処理

3-1 安全で適切な廃棄物処理の推進

〈現況と課題〉

- 廃棄物の収集運搬、中間処理や最終処分について、環境への負荷を低減しながら、適正かつ安定的に行うことが求められています。また、新たな廃棄物中間処理施設建設計画を推進しつつ、新施設完成までの間、老朽化が進んでいる現在の廃棄物中間処理施設の維持、整備を図る必要があります。

〈基本方針〉

- 泉佐野市田尻町清掃施設組合などの関係機関と連携し、ごみ焼却施設及びし尿処理施設の整備を図るとともに、ごみの排出量増加の抑制、より安全で適切な廃棄物処理を推進します。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 一日あたりのごみの排出量

2017(平成29)年度	128.6t
2023(令和 5)年度	<u>127.4t</u>
2028(令和10)年度	<u>123.3t</u>
- 市民一日あたりのごみの排出量

2017(平成29)年度	1,276g
2023(令和 5)年度	<u>1,290.7g</u>
2028(令和10)年度	<u>1,233.0g</u>

〈基本事業〉

【廃棄物の収集運搬】

- 効率的で安定的な廃棄物の収集に努めます。
- 高齢者や障害者など、自力で決められた場所に、家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象として、戸別にごみを収集する「ふれ愛収集」を進めます。

【廃棄物の中間処理】

- ごみの広域処理を行う新たな処理施設の計画を推進し、完成までの間、現在の廃棄物中間処理施設は「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、泉佐野市田尻町清掃施設組合などの関係機関と連携しながら、効率的な運転と適切な維持管理に努めます。また、更なる広域化に向けて検討、調整を進めていきます。

【廃棄物の最終処分】

- 近畿2府4県の各自治体と協力し、大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪湾広域処理場整備基本計画に基づき、大阪湾内において広域処理場の整備を行い、生活環境の保全に努めながら、廃棄物の最終処分を安定的、広域的に進めます。

第5章 安全・防災・環境

第4節 生活安全

4-1 消費生活の安定・向上

〈現況と課題〉

- 成年年齢の引下げにより未成年保護の対象外になる若年者が増加し、さらにキャッシュレス化が急速に普及しつつあるため、若年者が消費トラブルに巻き込まれないよう、中学生や高校生に向けた消費者教育及び金融教育を推進する必要があります。
- 少子高齢化が進み、高齢者の消費トラブル・被害が増加しているため、引き続き消費者保護の推進を行い、法令整備や救済措置作成などを検討する必要があります。

〈基本方針〉

- 消費者が遭遇するトラブルが複雑で多様化している中、国・府との連携を強化し、消費生活センターの相談体制の充実を行います。
- 消費者自身が自覚と判断能力を持って行動できるように、消費者育成のための情報提供や学習機会の充実に努めます。また、環境問題への関心が高まる中、環境にやさしい消費行動の啓発、普及に努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 消費生活年間相談件数

2017(平成29)年度	689 件
2023(令和 5)年度	650 件
2028(令和10)年度	600 件
- 消費者被害の契約に係る年間解約(除)成立金額

2017(平成29)年度	17,082,377 円
2023(令和 5)年度	16,000,000 円
2028(令和10)年度	15,000,000 円
- 消費者被害の契約年間解約(除)成立件数

2017(平成29)年度	94 件
2023(令和 5)年度	90 件
2028(令和10)年度	90 件

〈基本事業〉

【消費生活センターの体制強化】

- 複雑・多様化する事象に対応できるよう、相談員・職員の研修に尽力し、質の向上を図ります。

【消費者意識の向上】

- 消費者への情報提供や啓発活動などの情報の発信手段等を検討し、より多くの消費者へ関心をもっていただけるよう、工夫に努めます。

第5章 安全・防災・環境

第4節 生活安全

4-2 交通安全の推進

〈現況と課題〉

- 全国の交通死亡事故死者数は減少していますが、重傷者数は増えています。
- 自転車に関わる事故及び高齢者関連事故は減少傾向にありますが、発生すれば重大な事故につながります。
- 他者への配慮が足りない、運転マナーに起因する事故が増えています。

〈基本方針〉

- 交通安全施設を整備し、重大事故の発生を軽減します。
- 引き続き、交通安全講習会等を通じて市民の交通安全に対する意識向上に努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 交通事故による年間死傷者数

2017(平成29)年度	889 人
2023(令和 5)年度	<u>530</u> 人
2028(令和10)年度	<u>510</u> 人
- 安全運転講習会年間参加者数

2017(平成29)年度	300 人
2023(令和 5)年度	330 人
2028(令和10)年度	360 人
- 交通安全教室年間参加者数

2017(平成29)年度	5,277 人
2023(令和 5)年度	<u>3,600</u> 人
2028(令和10)年度	<u>3,600</u> 人
- 放置自転車の撤去件数

2017(平成29)年度	425 台
2023(令和 5)年度	<u>160</u> 台
2028(令和10)年度	<u>110</u> 台

〈基本事業〉

【安心・安全な交通環境づくり】

- 危険個所に効果的な交通安全施設を整備し、誰もが安心できる、安全な交通環境の充実を図ります。

【交通安全意識の向上】

- 年少者や高齢者の交通事故を防ぐため、警察や関係団体との連携を深め、効果的な安全教育を推進します。

第6章 快適・憩い・生活基盤

第1節 道路・交通

1-1 快適で住みやすいまちづくり

〈現況と課題〉

- 超高齢社会の到来や訪日外国人旅行者の増加により、誰でも手軽に利用でき、かつ利便性の高い交通手段が求められています。
- 人にも地球環境にも優しい公共交通の重要性が見直されています。

〈基本方針〉

- 鉄道や路線バス等の公共交通事業者やコミュニティバスが商業施設と連携して、利用者ニーズに応じた交通ネットワークの充実を図ります。
- 誰もが利用しやすい交通環境づくりをめざします。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- コミュニティバスの年間利用者数

2017(平成29)年度	154,490 人
2023(令和 5)年度	<u>200,000</u> 人
2028(令和10)年度	<u>230,000</u> 人
- 観光周遊バスの年間利用者数

2017(平成29)年度	5,725 人
2023(令和 5)年度	<u>9,000</u> 人
2028(令和10)年度	<u>10,800</u> 人

〈基本事業〉

【公共交通ネットワークの充実】

- 市民ニーズに応じた、利便性の高い公共交通ネットワークの構築をめざします。
- 利用者のニーズに応じて柔軟に運行するデマンド型乗合交通の導入を進めます。

第6章 快適・憩い・生活基盤

第1節 道路・交通

1-2 道路環境の充実と道路網の整備

〈現況と課題〉

- 耐用年数を経過した施設等の計画的な維持修繕による長寿命化を図っていく必要があります。
- 旧市街地地域は狭隘(きょうあい)道路が多く、防災性の向上と道路環境の改善を進める必要があります。
- 計画的なまちづくりに必要な都市計画道路の早期整備が必要です。
- 人に優しい道路空間となるよう、安全で安心に移動できる施設整備が求められています。

〈基本方針〉

- 市民生活に直結する道路施設のうち、特に橋梁は長寿命化修繕計画のもと効率的、効果的な維持管理の充実を図ります。
- 旧市街地における緊急車両等の通行が困難な地域のための都市計画道路の整備を推進します。
- 都市計画道路や駅前広場の整備を進め、交通ネットワークの充実を図ります。
- 歩道の段差解消及び交通管理者との協働による歩行者空間の整備を推進します。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 橋梁の修繕済数

2017(平成29)年度	10 橋
2023(令和 5)年度	16 橋
2028(令和10)年度	18 橋
10 年間で 8 橋(年間 1 橋)	法定定期点検年度(2022、2023 年)に実施
- 事業中の都市計画道路整備完了数
(事業中路線【2017(平成29)年度】:熊取駅西線・熊取駅西 1 号線・泉佐野土丸線)

2017(平成29)年度	0 路線
2023(令和 5)年度	2 路線(熊取駅西線・熊取駅西 1 号線)
2028(令和10)年度	3 路線(熊取駅西線・熊取駅西 1 号線・泉佐野土丸線)

〈基本事業〉

【橋梁長寿命化の推進】

- 橋梁について、法定定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく修繕を推進します。

【都市計画道路の整備】

- 道路網のネットワークの強化と地域課題の解決のため、都市計画道路の整備を進めます。

【歩行者空間の整備】

- 歩道の段差解消やグリーンベルトの整備など人に優しい道路整備を推進します。

第6章 快適・憩い・生活基盤

第2節 公園・緑地

2-1 憩いとレクリエーション空間の形成

〈現況と課題〉

- 公園・緑地は、自然とのふれあい、市民のコミュニケーションやレクリエーションの場、災害時の避難場所など、多様な機能を有しています。
- 公園・緑地のストックの老朽化に直面するなかで、公園施設の安全確保や利活用の向上を目的とした、長寿命化や更新などの老朽化対策や公園活性化に取り組んだ公園づくりを進める必要があります。

〈基本方針〉

- 公園・緑地のストックを生かした整備や適切な維持管理により、憩いとレクリエーション空間の再生、活性化を推進し、緑豊かで魅力あるまちづくりをめざします。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 市民一人あたりの公園面積

2017(平成29)年度 8.06 m²

2023(令和 5)年度 9.06 m²

2028(令和10)年度 9.36 m²

※泉佐野市都市計画マスタープランの改定に伴う泉佐野市みどりの基本計画の一部改定によるもの

〈基本事業〉

【公園・緑地の整備と保全】

- ストック効果をより高め公園・緑地の再生、活性化を図り、人に優しい、魅力ある、安全で安心なまちづくりのための公園・緑地整備を進めます。
- 適切な維持管理により緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出し、良好な緑空間の保全に努めます。

第6章 快適・憩い・生活基盤

第3節 上下水道

3-1 安全で安定した水の供給

〈現況と課題〉

- 水道水質検査計画に基づき、定期的に水源から末端給水栓水の水質検査を行っています。今後は、2018年度(平成30年度)策定の水安全計画に基づき、水質監視と水質検査の強化を図っていく必要があります。
- 水道施設全般において施設管路能力に余裕が生じています。このため、配水施設の稼働率を高め、可能な範囲での施設のダウンサイジングを行い、水道施設全般の効率性を高めていく必要があります。
- 本市の管路耐震適合率は、39.0%(2022年度末(令和4年度末))であります。このため、重要幹線及び重要給水施設配水管路の耐震化を急ぎ、災害に強い管網の整備を進めていく必要があります。
- 本市の有収率^{※1}は、92.9%(2022年度末(令和4年度末))と府内でも低い水準にあります。このため、漏水通報や漏水調査で発見された漏水は早急に修理し、老朽配水管を計画的に更新することで、有収率の向上をめざしていく必要があります。
- 緊急時の対応を迅速に行うために管路地図情報システムの利用や大阪広域水道企業団等との相互応援体制を確立しています。今後は、管路地図情報システムに加え、施設管理データシステムを導入し、災害時における危機管理体制の強化を進める必要があります。
- 開かれた水道事業をめざし、各種お知らせや災害時における緊急情報を迅速にホームページ等から情報発信する必要があります。
- 水道施設全般の計画的・効率的な更新のために水道事業経営戦略とアセットマネジメント^{※2}に基づく事業運営を実施していく必要があります。

〈基本方針〉

- 安全で良質な水の安定的供給を推進します。
- 災害にも強い水道施設全般の計画的、効率的な更新を継続していくためにも、水道事業経営戦略に基づく安定した事業経営を進めます。
- 水道事業の様々な情報をホームページ等で市民に提供し、事業運営の理解と環境に対する意識向上に努めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 水道管路の耐震適合率

2017(平成29)年度	34.1%
2023(令和5)年度	<u>41.4%</u>
2028(令和10)年度	<u>48.3%</u>

【参考】2021年度(令和3年度) 全国平均 41.2% 府平均 33.0%
2022年度(令和4年度) 本市実績 39.0%

- 水道の有収率

2017(平成29)年度 90.1%

2023(令和 5)年度 92.5%

2028(令和10)年度 95.0%

【参考】2021年度(令和3年度) 全国平均 90.2% 府平均 93.8%

2022年度(令和4年度) 本市実績 92.9%

〈基本事業〉

【安全で良質な水の供給】

- 安全で良質な水を安定的に供給するために、水質監視と水質検査の強化を図ります。

【水道施設全般の計画的、効率的な更新】

- 重要幹線及び重要給水施設配水管路の耐震化を早急に行い、有収率向上のために老朽管路の更新も継続して実施します。

【安定した事業経営】

- 水道ビジョンと水道事業経営戦略に基づく事業運営を進め、安定した経営基盤の強化に努めます。

【水道事業のPR】

- ホームページ等を通じて給配水に関する情報や水質、水道料金、経営状況等を公表するとともに、災害等の緊急時には断水情報や対応方法等を市民に提供しています。今後も提供内容の充実に努めます。

※1)有収率:総配水量に占める実際に使用した水量の割合のこと。

※2)アセットマネジメント:資産管理のこと。水道におけるアセットマネジメントとは「水道事業において持続可能な事業運営を行うため、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動である。」とされている。

第6章 快適・憩い・生活基盤

第3節 上下水道

3-2 下水道整備の推進

〈現況と課題〉

- 下水道は、暮らしに必要不可欠なライフラインであり、安全で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るための重要な役割を担っています。
- 公共下水道汚水整備に係る人口普及率は、44.3%(2023年度末(令和4年度末))と府内でも低水準にあり、水洗化率^{※1}は89.5%となっております。なお、2023年度末(令和4年度末)の公共下水道及び浄化槽を含めた生活排水処理率^{※2}は82.91%となっております。
- 公共下水道雨水整備については、主要な幹線管渠整備率は90%以上に達しており、今後とも市内の浸水被害軽減に向け、着実に整備を進めるとともに、施設(雨水ポンプ場)の老朽化対策を実施していく必要があります。
- 下水道事業は2020年度(令和2年度)に公営企業会計に移行し、経営基盤の強化や経営の計画性・透明性の向上に向け、取り組みを進めています。

〈基本方針〉

- 汚水の整備については、事業量の拡大により人口普及率の向上を図ります。
- 雨水の整備については、着実に整備を進め、市内の浸水被害の軽減を図ります。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 下水道処理(汚水)の人口普及率及び水洗化率

	(人口普及率)	(水洗化率)
2017(平成29)年度	38.4%	90.7%
2023(令和5)年度	44.0%	91.2%
2028(令和10)年度	50.0%	91.7%

【参考】人口普及率

2022年度(令和4年度) 全国平均 81.0% 府平均 96.8%

【参考】水洗化率

比較可能直近年度:2022年度(令和4年度) 府平均 97.5%

- 生活排水処理率

2017(平成29)年度	75.03%	(全国平均 90.9% 府平均 97.7%)
2023(令和5)年度	<u>84.01%</u>	
2027(令和9)年度	<u>92.34%</u>	

2028年度以降は、2027年度において泉佐野市生活排水処理基本計画の見直しを行う予定です。

〈基本事業〉

【汚水整備による人口普及率の向上】

- 市民の快適で衛生的な生活環境を守るため、汚水整備を進め、事業量の拡大により人口普及率の向上を推進します。

【雨水整備による浸水被害の軽減】

- 市内の浸水被害の軽減に向け、着実に雨水整備を進めるとともに、局所的な対策として、雨水を速やかに排水するような整備に努めます。

【下水道施設の老朽化対策】

- スtockマネジメント計画を策定し、計画的かつ効率的に維持管理・改築を実施します。

【下水道事業経営の健全化】

- 公営企業会計方式による事業運営の早期安定化に努め、経理内容の明確化及び透明性の向上を図り、健全経営を進めます。

【トイレ水洗化の奨励、啓発】

- 未水洗化世帯への戸別訪問による水洗化勧奨や助成制度の拡充により、水洗化率の向上を推進します。

※1) **水洗化率**: 公共下水道普及人口のうち、実際に下水道を利用している人口の占める割合のこと。

※2) **生活排水処理率**: 下水道、浄化槽等の生活排水処理施設による生活排水処理人口の総人口に占める割合のこと。

第6章 快適・憩い・生活基盤

第4節 住宅

4-1 安全で快適な住宅地の整備

〈現況と課題〉

- 住宅所有者への耐震改修費用の負担に課題があります。
- 空家等所有者の不明等による所有者の確知が必要です。

〈基本方針〉

- 該当建築物へ戸別訪問等により耐震改修補助制度等の周知を徹底します。
- 空き家バンク制度を活用し、建物の流通を促すことで空家等の抑制に努めます。
- 特定空家等^{※1}の解消や特定空家等にならないよう除却補助や特定空家等の寄付受け制度等を実施いたします。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 民間建築物の耐震化率

2017(平成29)年度	83%
2023(令和 5)年度	90%
2028(令和10)年度	95%
- 空き家バンクへの登録物件数(累計)

2017(平成29)年度	57 件
2023(令和 5)年度	<u>198</u> 件
2028(令和10)年度	<u>323</u> 件
- 管理不全な空家等に対して行った助言・指導等により改善又は除却された空家等件数(累計)

2017(平成29)年度	5 件
2023(令和 5)年度	<u>96</u> 件
2028(令和10)年度	<u>136</u> 件

〈基本事業〉

【安全で快適な住宅地の整備】

- 社会資本整備事業交付金等の国や府からの補助金等を利用しながら、補助体系の充実を図り、安全で快適な住宅地の形成に努めます。
- 空家等の利活用を促進していくため、住宅用以外への活用を検討します。

※1)特定空家等:そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態又は著しく

衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。

第6章 快適・憩い・生活基盤

第4節 住宅

4-2 市営住宅の整備

〈現況と課題〉

- 老朽化した市営住宅の建替えについては、子育て世代、高齢者、障害のある人など入居者の世帯構成やニーズの多様化に対応した、安全で、安心できる住宅が求められています。
- 入居者への対応を充実させるため、家賃等の集金及び日常の簡単な修理等の民間委託が必要となっています。

〈基本方針〉

- 老朽化した市営住宅の建替えを行うことにより、災害に備えた町並みの形成や地域の核となる空間の創造に寄与する市営住宅の供給を進めます。
- 市営住宅の管理について、必要に応じて民間委託を進めます。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 市営住宅の耐震化率

2017(平成29)年度	54.7%
2023(令和 5)年度	<u>74.3%</u>
2028(令和10)年度	100.0%
- エレベーター設置によるバリアフリーアクセス住戸の割合

2017(平成29)年度	43.4%
2023(令和 5)年度	<u>60.8%</u>
2028(令和10)年度	<u>83.7%</u>
- 浴室設置住戸の割合

2017(平成29)年度	70.3%
2023(令和 5)年度	<u>86.9%</u>
2028(令和10)年度	100.0%

〈基本事業〉

【市営住宅の計画的整備】

- 老朽化した市営住宅の建替えを行うことにより、災害に備えた町並みの形成や地域の核となる空間の創造を進めます。

【市営住宅の適正管理】

- 家賃等の集金及び日常の簡単な修理等の民間委託を進めます。

第6章 快適・憩い・生活基盤

第5節 市街地整備

5-1 地域に合った都市機能の形成、安全で快適なまちづくりの推進

〈現況と課題〉

- 南海泉佐野駅前地区(西口側)については、今後都市計画変更も含め、泉佐野土丸線の整備に合わせ、駅前広場の再整備に取り組んでいく必要があります。
- 乗降客数3千人未満の駅舎の整備が課題となっています。

〈基本方針〉

- 都市計画提案制度や地区計画の活用により、官民が協働し、地域にあった都市機能の形成をめざします。
- 市民と協働でバリアフリー化や防災まちづくりを進め、安全・快適に暮らせるまちづくりをめざします。

〈重要業績評価指標(KPI)〉

- 地区計画等の活用による駅周辺の土地利用の誘導件数

2017(平成29)年度	5 件
2023(令和 5)年度	6 件
2028(令和10)年度	7 件

〈基本事業〉

【都市計画手法によるまちづくり】

- 地域にあった都市機能の形成をめざし、都市計画提案制度や地区計画の活用により、官民協働の都市機能等の形成をめざします。

【防災まちづくりの推進】

- 災害に強いまちづくりをめざし、老朽木造家屋などについて、不燃化、耐震性向上の必要性を周知するとともに、都市計画道路泉佐野土丸線の整備に合わせて、町並み誘導型地区計画の導入などにより建替えを誘導します。

第7章 総合計画の実現に向けて

第1節 挑戦的な自治体経営

1-1 魅力的なシティプロモーション

〈現況と課題〉

- 国による地方創生が進められている中、本市においても地方創生に向けた積極的な取り組みが求められています。
- 地方創生に関係する施策を進めるにあたり、多様な情報発信が求められています。
- 特産品相互取扱協定、教育機関との協定、友好都市交流やイベント等を契機とした交流促進、定住促進に向けたシティプロモーション活動が必要です。
- 2018年(平成30年)4月に開設した泉佐野市東京事務所を通じたシティプロモーション活動が必要です。
- 市政情報が届きにくい、または市政に関心の薄い層に対して、災害時や減災対応等の観点も踏まえた情報が入手しやすい仕組みづくりやアプローチが求められています。
- 少子高齢化の進展や生産年齢人口が減少していく中、情報通信技術(ICT)を活用することにより、限られた労働力でより多くの付加価値を生み出す取り組みが求められています。

〈基本方針〉

- 市民参加や利用者視点に重点を置き、安心かつ安全なICTの活用によって、誰もが地域のことを知ることができ、行動を起こせる環境づくりをめざします。
- 市内のみならず、市外の地域に向けた戦略的な情報発信をめざします。
- 賑わいづくりやひとづくりなど様々な施策を展開した本市のシティプロモーション活動を推進します。

〈基本事業〉

【交流活動の推進】

- ホームページやSNS、各種パンフレットの発行のみならず、多様な広告媒体並びにイベント等を活用して各種施策や観光、産業やその他多様なイベント情報等を積極的に発信することで、市内・市外を問わず多くの人が繰り返し交流できる環境を整えます。

【情報及び情報通信技術(ICT)の利活用の推進】

- オープンデータ^{※1}の推進やビッグデータ^{※2}の活用など、自治体が保持する情報データが利活用できる取り組みを進めることで、市民や市外の方に選んでもらえる自治体をめざすとともに、日々進歩するIoT^{※3}やAI(人工知能)等のICT技術の活用並びに産官学民の連携を図りながら、全ての分野において現状の事務やシステムの見直しを行い、次代に対応する電子自治体の構築を推進します。

【情報セキュリティ対策の維持向上】

- 市民の大切な情報の漏えいが起こらないよう、情報セキュリティ対策の維持向上を図ります。

-
- ※1)オープンデータ:機械判読に適したデータ形式で、二次利用可能な利用ルールで公開されたデータのこと。つまり、誰でも許可されたルールの範囲内で、営利、非営利に関わらず、人手を多くかけず二次利用することができる公開データのこと。
- ※2)ビッグデータ:データ規模という量的な面と、データの出所が多様であるという質的な面から従来のデータとは異なり、多量性、多様性、リアルタイム性という特徴を持つもの。例えば、携帯端末情報や物流情報、ポイントサービス、家電量販店やスーパーの販売時点情報管理(POS データ)などの情報のこと。
- ※3)IoT:Internet of Things(インターネット・オブ・シングス)の略で、一般的には「モノのインターネット」と訳される。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を創り出す仕組みのこと。

第7章 総合計画の実現に向けて

第1節 挑戦的な自治体経営

1-2 民間活力

〈現況と課題〉

- 市民サービスの向上や経費の削減を進めるため、指定管理者制度を導入した公共施設の管理運営を民間に委ねており、引き続き民間活力の導入が必要です。
- 指定管理者制度だけでなく、事業委託などを活用した民間活力の導入も実施しており、引き続き導入を進めます。

〈基本方針〉

- 市民サービスの向上と経費の節減を図るため、産官学民の連携を踏まえた継続した民間活力の導入を進めます。

〈基本事業〉

【民間活力導入の推進】

- 民間で実施可能な業務については、産官学民の連携を踏まえた民間活力を導入し、市民サービスの向上に向けて効率的・効果的に取り組みを推進します。

第7章 総合計画の実現に向けて

第1節 挑戦的な自治体経営

1-3 広域行政

〈現況と課題〉

- 本市では、し尿処理、ごみ処理や消防・救急業務等について、一部事務組合での運営など、広域行政の取り組みを行っています。
- 市民サービスの充実や効率化を図るため、本市の各業務においても広域的な連携をさらに進める必要があります。
- 関西国際空港の対岸都市として、一つの自治体で対応が困難な課題については、近隣自治体と積極的に連携した対応が求められています。

〈基本方針〉

- 近隣自治体と観光、医療等の分野別の広域連携による交流並びに新たな広域連携への取り組みに関する検討や情報共有に努めることにより、引き続き広域連携を推進します。また、災害時相互応援に関する協定や特産品相互取扱協定等、全国の自治体や教育機関、民間企業等とも連携を深めることで、様々な課題に対応できる柔軟で力強い自治体をめざします。

〈基本事業〉

【共同処理制度による広域連携の推進】

- 一部事務組合等の共同処理制度を活用し、行政ニーズに応じた広域連携の取り組みを推進します。

【分野別の広域連携の推進】

- 観光、医療、公共交通、公共施設マネジメントなどの分野について、近隣自治体等との広域連携への取り組みを推進します。

第7章 総合計画の実現に向けて

第1節 挑戦的な自治体経営

1-4 組織運営

〈現況と課題〉

- 市民サービス向上の観点を踏まえた簡素で機能的な組織の確立と、適正な定員管理が必要となっています。
- 高度化、多様化する行政需要を的確に捉え、迅速に対応するため、その能力や資質を備えた職員の育成が必要となっています。

〈基本方針〉

- 事務の見直しやデジタル化の推進をはじめ、体制の見直しや組織の統廃合を行い、効率的・効果的な行政組織を確立します。
- 職員基本条例に基づいた人事評価を実施することにより、職員の能力開発や研修に活用し、人材育成に努めます。
- 職員が主体的に行政課題の把握や改善に取り組み、生き生きと働くことができる職場環境の整備を進めます。

〈基本事業〉

【適正な定員管理の推進】

- 個別事業や組織機構の見直しのみならず、新たな任用制度も活用し、必要な人材の確保を図りつつ、定員管理の適正化に努めます。

【人材育成の推進】

- 人事評価制度の活用や職員研修の実施などにより、組織を支える人材育成を推進します。

第7章 総合計画の実現に向けて

第2節 財政基盤の確立

2-1 財政運営

〈現況と課題〉

- 本市は、2008年度(平成20年度)決算で、財政健全化団体となりましたが、2009年度(平成21年度)以降、財政健全化計画や財政健全化実施プランに基づく、健全化の取り組みにより、2013年度(平成25年度)決算で、財政健全化団体から脱却を果たすことができました。しかし、今後も地方債残高を多く抱え、高水準の公債費負担が続くことなど、財政の硬直化を招くことが予想されており、実質公債費比率において、10%以下を維持していけるよう、安定した財政基盤を確立していく必要があります。

〈基本方針〉

- 財政運営の健全性を確保するため、限られた歳入に見合った歳出を調整するとともに、義務的経費を最小限に抑え、安定した財政運営に努めます。

〈基本事業〉

【歳出の抑制、効率的な財政運営の推進】

- 安定した財政運営を進めていくため、限られた財源を十分に認識し、コスト意識を持つとともに、創意工夫をしながら効率的な財政運営に努めます。

【公債費負担の抑制】

- 公債費負担を抑制するため、地方債の繰上償還などを実施しながら、新規発行債を償還以上に発行しないように調整し、地方債残高の減少に努めます。

第7章 総合計画の実現に向けて

第2節 財政基盤の確立

2-2 新たな歳入の確保

〈現況と課題〉

- 空港連絡橋利用税は、総務大臣の同意を得て 2013 年(平成 25)年に導入された後、2022 年(令和 4 年)6 月に総務大臣の更新の同意を得たことで 2028 年(令和 10 年)までの延長となっています。
- 市税収入や各種保険料、使用料等については、2013 年度(平成 25 年度)に泉佐野市債権管理条例を制定し、収入未済額の縮減に努めています。
- 特に市税の徴収率は、これまでも府内で上位となっており、引き続き維持する必要があります。
- 遊休財産の積極的な売却、ネーミングライツ等の税外収入の確保について、今後も継続した取り組みが必要です。
- 産業振興や企業誘致等を含めた地方創生による地域経済の活性化や税収増を図ることが必要です。

〈基本方針〉

- 市税等の債権管理を進めることで、安定した財源の確保に努めます。
- 今後も税外収入をはじめ、新たな財源の確保に努めます。

〈基本事業〉

【債権管理の推進】

- 債権管理条例に基づき、自主財源の安定確保と住民負担の公平性の観点から、滞納処分の強化と徴収率の向上に努めます。

【税外収入の確保】

- 遊休財産の積極的な売却、ネーミングライツ等の税外収入の確保に加え、新たな財源の創出に努めます。

第7章 総合計画の実現に向けて

第3節 進行管理

3-1 行政への参画

〈現況と課題〉

- 本市では、各種計画における市民ニーズなどの把握と情報提供に努めています。
- 行政情報が広く市民に行き届くよう情報格差の解消及び市民の行政運営の理解を深めるため、情報共有できる体制づくりや、各種計画づくりの市民参加を充実するなど、市民と行政の協働による市政運営が求められています。
- 本市では、地図情報システムにより都市計画や道路・公園情報などの公共データをホームページで公開しておりますが、今後も市が保有するデータの公開について積極的な取り組みが求められています。
- 災害対応時の体制づくりにおいて、市政の政策決定における中核機能として位置づけられる市議会との情報共有及び情報連携が求められています。

〈基本方針〉

- 市民ニーズを的確に把握し、そのニーズを市政に反映させ、また情報格差の解消を図り、様々な立場の市民が情報共有して市政へ参画できる環境を整えることによって、市民と行政による協働のまちづくりをめざすとともに、議会との連携を推進します。
- 市が保有するデータについて、国の指針に準拠したオープンデータへの取り組みを行うことにより、市民参加・官民協働の推進を通じた課題解決及び地域経済活性化に貢献します。

〈基本事業〉

【公聴活動の充実】

- 陳情、要望のほか市政モニター制度など多様な手段で、市民ニーズを的確に把握し、市民の意見や要望等を市政に反映できるよう広聴活動の充実を進めます。

【市民参画の推進】

- 市政の基本的な政策等の立案に際しては、各種審議会への市民委員の登用やパブリックコメント制度により、市民の意見を募集し、政策形成段階への市民参画を推進します。

【オープンデータの利活用】

- 市の保有するデータを国の指針に準拠してオープンデータを推進することにより、市民参加・官民協働の環境づくりに努めます。

第7章 総合計画の実現に向けて

第3節 進行管理

3-2 本計画の進行管理

〈現況と課題〉

- 依然として厳しい財政状況や地方分権の進展のもとで、より効率的で効果的な行政運営への移行、より多様化する市民ニーズへの対応、さらに行政の透明性の向上と市民への説明責任を果たすため、第5次総合計画の施策評価を年度毎に行っています。
- 市議会においても、第5次総合計画の施策に対する評価を「議会による行政評価」として実施し、市が実施している政策、施策、事務事業等について、有効性、効率性、必要性等の視点から評価しています。

〈基本方針〉

- 各施策について重要業績評価指標(KPI)を設け、行政評価システムによる施策及び事務事業の進行管理を行うことにより資源の適正配分をめざし、目標、成果への達成に向けた効率的で効果的な市政運営に努めます。また、進行管理の状況を分かりやすく市民に示すことで透明性の向上を図り、説明責任を果たします。
- 基本計画の見直し時に、市民アンケート調査を実施し、各施策の現況と課題の把握を行うとともに、情報公開制度やパブリックコメント制度などの活用による政策決定過程への市民参画の推進を図り、市民に開かれた市政を推進します。

〈基本事業〉

【第5次総合計画の進行管理】

- 本計画の施策評価をPDCAサイクルに基づき実施することで、計画の適切な進行管理を行います。
- 基本計画の見直し時に、市民アンケート調査を実施し、各施策の現況と課題の把握を行い、施策の満足度を高めるように努めます。

施策の重要業績評価指標一覧表

第1章 地域の強みを生かし、賑わいを創り出すまちづくり（活力・賑わい）

節（部門）	施策	重要業績評価指標（KPI）	進捗状況						R5目標値	R10目標値
			H29	H30	R1	R2	R3	R4		
1観光	1観光産業の発展	市内の年間延べ宿泊者数（人）※暦年値	1,555,470	1,731,180	1,886,670	467,000	509,390	928,900	2,000,000	2,300,000
		市内の年間外国人延べ宿泊者数（人）※暦年値	989,440	1,131,180	1,244,310	173,000	54,660	150,310	1,400,000	1,700,000
		観光交流プラザ「りんくうまち処」・観光おもてなしプラザ「泉佐野まち処」・泉佐野市観光情報センターの年間利用者数（人）	95,940	89,397	79,342	21,390	27,192	75,640	111,000	124,000
		観光交流プラザ「りんくうまち処」・観光おもてなしプラザ「泉佐野まち処」の売上額（円）	20,710,475	23,758,662	18,225,151	3,429,925	4,977,611	14,786,043	16,200,000	19,200,000
		イベント集客数【市内開催に限る】（人）	136,774	141,707	128,966	3,210	9,275	58,538	170,000	200,000
	2良好な景観の形成	屋外広告物許可の申請件数（件）	139	132	153	137	138	154	153	187
	3歴史文化の保存活用	史跡日根荘遺跡の総指定箇所数（箇所）	16	16	16	16	16	16	16	17
		歴史的・文化的景観の保護活用にかかる計画地区数（箇所）	1	1	1	1	1	1	1	2
		旧新川家住宅・旧向井家住宅の入館者数（人）	7,460	8,700	6,162	3,351	5,706	6,022	8,464	9,310
		歴史館いずみさのの年間利用者数（人）	10,734	12,295	13,192	4,534	5,132	6,368	8,500	10,500
		歴史館いずみさのの利用者満足度（％）	95.1	95.2	96.0	98.4	99.2	97.5	97.5	98.0
2国際化	1国際化の推進	国際交流イベント年間参加者数（人）	684	751	525	224	230	595	800	1,000
	2りんくうタウンを生かした国際化	アイススケートリンク場の一般年間利用者数（人）	-	-	6,030	6,630	9,746	11,106	12,500	15,000
		誘致活動に伴うMICE開催（成功）年間件数（件）	-	-	-	-	-	-	3	3
3産業	1農業振興	農地利用権設定面積（ha）	19.8	23.4	26.4	29.8	44.1	47.6	21.0	廃止
		認定農業者総数（人）	117	116	114	105	109	108	117	117
		エコ農産物の栽培面積（ha）	42.7	42.4	41.1	42.2	42.7	44.0	42.7	42.7
		地域特産野菜の作付面積（ha）	220	227	215	204	196	189	225	230
		遊休農地の面積（ha）	3.6	4.6	4.9	6.6	6.6	6.6	3.6	3.6
	2森林保全	保安林指定面積（ha）	638.1	638.1	638.1	638.1	638.1	654.2	660.0	660.0
		間伐促進面積（ha）	42.4	42.4	42.4	42.4	42.4	51.8	72.4	97.4
	3漁業振興	漁獲量（t）	816.3	728.4	830.0	840.4	765.7	652.4	817.0	817.0
		漁業就業者数（人）	176	179	182	177	184	183	176	176
	4商工業振興	泉佐野市中小企業総合支援制度利用事業者数（件）	56	105	105	85	66	52	70	85
		経営相談者数（件）	60	74	72	68	57	54	75	90
		認定創業支援事業計画による支援者数（件）	74	93	87	105	79	44	85	100
		地場産業支援センター利用者満足度（％）	87.3	75.3	77.0	75.6	80.0	70.3	90	90
		企業誘致条例による奨励金交付件数【累計】（件）	30	32	33	34	35	35	36	41
		地域ポイント「さのぼ」会員数（人）	10,168	21,140	25,799	29,102	34,008	85,824	102,000	120,000
4雇用・労働	1就労支援の推進	就職困難者などの就労相談年間件数（件）	336	321	88	73	94	108	385	430
		就労支援フェア参加者数（人）	166	167	188	0	70	108	195	220
		就労相談を受けた就労希望者及び、市実施就労支援事業参加者のうち、就労に結びついた就労者数（人）	28	24	14	2	24	19	25	30
	2労働環境と勤労者福祉の充実	泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会主催・共催の研修会の参加会員数（人）	272	207	306	0	9	70	300	320
		労働対策講座及びシンポジウムの参加者数（人）	210	137	67	53	35	54	245	280
		勤労者福祉共済サービスセンターの会員数（人）	753	797	802	784	756	670	700	800

施策の重要業績評価指標一覧表

第2章 ひとを豊かに育むまちづくり（子育て・教育）

節（部門）	施策	重要業績評価指標（KPI）	進捗状況						R5目標値	R10目標値	
			H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1子ども・子育て	1家庭と地域における子育て支援	地域子育て支援センター年間利用者数（人）	6,225	6,939	8,233	3,632	3,999	5,696	5,036	5,036	
		ファミリー・サポート・センター年間会員活動回数（回）	3,319	2,853	3,226	1,191	1,047	1,444	1,500	1,550	
		こども食堂に取り組む団体数（団体）	5	6	7	7	8	11	12	14	
	2教育・保育の充実	泉佐野市内のこども園等利用待機児童数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	
		留守家庭児童会（学童保育）の待機児童数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一時預かり（一時保育）の利用児童数（人）	902	867	955	768	459	1,180	1,553	1,553	
		児童発達支援事業所の利用者数（人）	955	895	911	769	1,051	1,109	1,147	1,147	
		放課後等デイサービスの利用者数（人）	2,461	3,044	3,540	2,677	3,042	3,106	3,784	3,784	
	3ひとり親家庭への支援	母子・父子自立支援員による年間相談対応件数（件）	453	433	404	419	453	405	460	470	
		母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給件数（件）	8	14	16	17	20	15	10	15	
		母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給件数（件）	2	5	5	3	7	2	5	8	
	4少子化対策の推進	結婚新生活支援事業補助金交付件数（件）	16	13	12	25	33	43	35	40	
	5母子保健事業の推進・充実	母子健康診査受診率の平均（％） （4か月児・乳児後期・1歳6か月児・3歳6か月児健診の平均）	95.6	95.0	98.1	97.9	97.4	98.8	98.5	100.0	
		麻しん・風しん（MR）予防接種の接種率（％）	93.7	95.0	95.7	96.8	94.7	96.5	95.0	95.0	
		母子保健相談件数【妊産婦】（件）	2,896	3,461	3,419	1,909	1,291	2,007	3,074	3,198	
2学校教育	1義務教育の充実	全国学力・学習状況調査（小学校 国語）結果の改善（正答率 全国平均値との差の解消）（ポイント）	△ 4.5	△ 2.5	△ 1.6	0.0	△ 2.2	△ 3.5	△ 2.5	0	
		全国学力・学習状況調査（小学校 算数）結果の改善（正答率 全国平均値との差の解消）（ポイント）	△ 3.4	△ 3.9	△ 4.8	0.0	△ 4.7	△ 5.2	△ 2.5	0	
		泉佐野市まなびんぐサポーター派遣人数（人）	8	619	579	2,576	1,496	1,432	1,160	1,200	
		スクールソーシャルワーカー支援件数（件）	50.0	72.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1,050	1,100	
	2地域連携の充実	フェスタ（各中学校区の地域教育協議会を中心として開催される 各種イベント）年間参加者数（人）	4,146	3,998	3,865	189	1,808	2,874	4,500	4,800	
	3人権教育の充実	PTAにおける人権に関する研修会等を実施する総学校数（校）	13	14	13	5	7	11	18	18	
		全国学力・学習状況調査の質問項目「いじめは、どんな理由があ ってもいけないことだと思いますか」における肯定的な回答 の割合（％）	92	94.4	95.3	－	96.7	97.3	100.0	100.0	
	4学校給食の充実	学校給食の地産地消率（％）	38.51	41.30	40.10	36.90	35.20	33.00	40.00	45.00	
		学校給食の残菜率（％）	4.49	4.33	4.43	4.58	5.23	6.20	4.50	4.50	
	3生涯学習・スポーツ	1生涯学習の推進	生涯学習センター及び各公民館の合計年間利用者数（人）	138,488	164,001	158,197	102,019	104,815	137,015	160,000	170,000
			生涯学習センター及び各公民館の主催講座受講者の満足度 （％）	96.6	95.8	96.8	94.9	95.0	94.4	100	100
			各図書館施設における人口1人当たりの個人年間貸出冊数 （冊）	3.50	3.53	3.45	3.17	3.26	4.02	5.0	5.5
			各図書館施設の合計年間来館者数（人）	205,869	224,942	222,132	159,221	168,867	200,096	220,000	240,000
		2生涯スポーツの振興	市民総合体育館利用者数【延べ数】（人）	120,227	119,484	94,866	65,921	63,033	79,588	130,000	131,000
			健康増進センター利用者数【延べ数】（人）	149,646	151,372	133,271	87,440	85,988	102,667	150,000	151,000
市民総合体育館利用者満足度（％）			83.9	81.5	88.2	89.5	94.7	87.0	94.5	97.0	
健康増進センター利用者満足度（％）			97.3	93.7	－	93.1	93.7	92.0	94.5	97.0	
市民競技大会参加者数【延べ数】（人）			3,060	3,647	3,522	542	2,688	2,554	3,200.0	3,500.0	
3新たな文化創造・文化活動の推進		文化会館の貸館利用率（％）	64.2	65.2	61.5	46.8	54.1	59.0	78.0	83.0	
		文化会館の利用に関する満足度（％）	72.5	76.9	74.4	72.1	79.3	88.9	90.0	90.0	
		文化会館の自主事業に対する満足度（％）	96.4	97.2	97.0	92.8	98.6	96.8	100	100	
4地域の社会教育活動への支援		学校施設の年間利用回数（回）	6,676	6,503	5,693	3,813	3,858	5,732	6,900	7,240	
		学校施設の年間利用者数（人）	125,740	117,461	107,907	68,664	68,198	99,066	130,000	135,000	
5青少年の健全育成		青少年健全育成関係団体の事業等参加者数（人）	1,770	1,652	1,792	1,813	1,276	1,299	1,900	2,000	
	稲倉青少年野外活動センター満足度（％）	93.0	89.8	89.8	95.0	R3年度で運営終了		－	－		
	わくわくふれあいハイキング参加者数（人）	309	286	241	0	224	224	300	300		

施策の重要業績評価指標一覧表

第3章 市民と協働し、すべてのひとが輝けるまちづくり（自律・協働・多様性）

節（部門）	施策	重要業績評価指標（KPI）	進捗状況						R5目標値	R10目標値
			H29	H30	R1	R2	R3	R4		
1地域共助・地域コミュニティ	1地域コミュニティ活動の支援	町会等への加入率（％）	60.4	59.7	58.7	58.3	57.6	56.3	65.0	70.0
		町会等新規加入に対する地域ポイント付与世帯数【累計】（世帯）	73	169	296	502	739	929	1,100	2,100
		市民公益活動団体登録団体数（団体）	27	28	28	29	31	35	36	41
	2地域防災の推進	自主防災組織の総数（団体）	72	75	77	77	77	77	83	83
		防災訓練の参加人数	4,357	2,369	4,300	4,300	5,615	3,446	4,700	5,000
	3地域の防犯対策等の充実	防犯灯のLED化率（％）	49.1	55.3	60.3	67.9	72.5	76.9	100.0	100.0
		防犯カメラの設置件数（台）	125	232	356	383	412	443	466	581
2人権・多文化共生	1人権尊重の社会づくり	人権啓発事業（町別懇談会・人権のつどい・人権研究集会・あいあい講座・人権対策本部各部会）参加者数（人）	3,447	1,184	2,094	1,881	595	702	6,000	7,000
		市民交流センターの利用者数（人）	269,631	286,566	268,705	196,909	187,362	205,046	210,000	230,000
		市民交流センターの利用者満足度（％）	98.05	99.05	98.31	99.29	99.84	87.95	100	100
	2人権擁護の充実	相談件数【法律相談・総合生活相談・市民交流センター・人権擁護委員・人権協会】（件）	2,707	1,160	1,288	1,076	980	1,033	2,750	3,000
		本人通知制度の事前登録者数（人）	264	322	534	564	584	613	650	700
	3恒久平和精神の環境づくり	「平和を考えるつどい」への参加者数（人）	156	93	52	0	0	46	70	100
		平和に関する視聴覚教材の貸出数（回）	32	32	17	26	14	18	35	40
	4男女共同参画の実現に向けた社会づくり	いずみさの女性センターの年間利用者数（人）	5,869	6,552	5,071	2,173	1,308	2,049	6,300	6,500
		政策及び方針決定の場への女性参画率（％）	22.4	25.4	23.2	22.7	21.0	22.8	35	40
		男女共同参画社会啓発事業（講座・イベントなど）参加者数（人）	2,281	2,249	2,179	997	1,721	1,521	2,500.0	3,000.0
		女性のための相談件数【面接・電話】（件）	194	201	218	179	167	187	230	250
	5多文化共生の実現に向けた社会づくり	在住外国人等への日本語教室の開催数（回）	1,529	886	835	434	436	740	1,700	1,800

施策の重要業績評価指標一覧表

第4章 すこやかで、ひとがつながり支え合うまちづくり（支え合い・福祉・健康）

節（部門）	施策	重要業績評価指標（KPI）	進捗状況						R5目標値	R10目標値
			H29	H30	R1	R2	R3	R4		
1地域福祉	1地域で支え合う福祉の促進	小地域ネットワーク活動のグループ年間支援回数（回）	2,282	2,931	2,761	1,435	1,554	2,403	2,410	2,460
		小地域ネットワーク活動のボランティア総登録者数（人）	1,507	1,581	1,486	1,470	1,433	1,374	1,380	1,400
		地域の絆づくり登録制度同意登録者数（人）	2,492	2,744	2,697	2,983	3,132	3,126	3,140	3,240
2高齢者福祉	1地域で自分らしく暮らすための支援	総合相談支援事業の年間件数（件）	8,692	7,692	8,677	11,840	11,752	17,367	18,000	20,500
		音楽介護予防教室（泉佐野元気塾）参加者数（人）	9,873	11,746	10,412	3,897	4,303	9,580	11,738	14,138
		認知症サポーター数（人）	5,680	6,363	6,913	7,106	7,391	7,646	7,900	9,150
3障害者福祉	1地域における自立した生活への支援	障害福祉（訪問系）サービスの年間支給決定者数（人）	417	525	591	643	678	706	720	795
		相談支援事業の年間利用者数（人）	6,537	6,173	5,071	5,369	8,506	10,294	12,000	15,000
		グループホームの支給決定者数（人）	107	118	142	177	204	225	236	301
		日中活動系サービスの利用者数（人）	579	603	657	609	665	707	728	936
4健康・医療	1健康づくり支援の充実	健康マイレージの参加者数（人）	196	252	352	313	429	596	2,400	8,150
		健康教室等への年間参加者数（人）	772	864	908	430	509	1,436	1,436	1,580
		健康相談への年間参加者数（人）	124	144	168	168	153	576	576	634
		健康寿命【府算出値：男性】（歳）	77.81	77.79	78.00	78.20	78.30	78.70	78.80	79.80
		健康寿命【府算出値：女性】（歳）	81.68	81.68	82.10	82.40	82.40	82.60	82.80	83.80
	2疾病の予防・早期発見の推進	特定健康診査の受診率【国民健康保険被保険者】（%）	33.7	32.6	32.7	33.9	31.6	30.5	60.0	60.0
		がん検診の受診率【胃・大腸・乳・子宮・肺がんの受診率の平均】（%）	8.8	9.0	9.5	8.7	8.8	8.6	31.2	60.0
		高齢者インフルエンザの接種率（%）	48.9	51.1	53.6	70.1	59.0	63.1	58.0	65.0
	3医療体制の充実	紹介率【りんくう総合医療センター】（%）	64.7	64.7	59.1	72.2	70.8	67.7	67.5	70.0

施策の重要業績評価指標一覧表

第5章 安全でひとと環境にやさしいまちづくり（安全・防災・環境）

節（部門）	施策	重要業績評価指標（KPI）	進捗状況						R5目標値	R10目標値
			H29	H30	R1	R2	R3	R4		
1消防・防災	1消防・防災の充実	防災メール総登録件数（件）	5,601	5,980	5,980	4,725	4,922	4,718	6,200	6,700
		火災件数の推移（件）	23	22	18	18	16	15	20	18
		災害時協力協定の件数（件）	55	61	115	117	119	125	125	128
2環境衛生・環境保全	1環境衛生の充実	区画墓地新規使用許可数（件）	10	12	12	10	13	10	15	15
		合葬式墓地新規使用許可数（件）	-	236	289	212	210	256	250	240
		合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付件数（件）	令和4年度から実施						6	9
	2環境保全の推進	温室効果ガス（CO2）の年間総排出量（t）	9,287	9,147	8,838	8,638	7,634	7,462	7,120	4,904
	3循環型社会の構築	一般廃棄物の再資源化量（t）	3,456	3,716	3,484	3,476	3,503	3,332	3,436	3,325
		容器包装プラスチックの再資源化量（t）	587.0	585.0	582.5	612.0	621.3	583.6	588.0	569.0
		カン・ビン・ペットボトル本体の再資源化量（t）	1,087.0	1,058.0	1,064.9	1,077.3	1,080.0	1,087.6	1,058.0	1,023.0
3廃棄物処理	1安全で適切な廃棄物処理の推進	一日あたりのごみの排出量（t）	128.6	131.2	129.2	129.0	129.3	127.5	127.4	123.3
		市民一日あたりのごみの排出量（g）	1,276.0	1,304.2	1,284.6	1,286.7	1,302.1	1,292.0	1,290.7	1,233.0
4生活安全	1消費生活の安定・向上	消費生活年間相談件数（件）	689	817	715	845	798	881	650	600
		消費者被害の契約に係る年間解約（除）成立金額（円）	17,082,377	23,403,758	19,501,000	17,914,000	22,359,000	18,346,000	16,000,000	15,000,000
		消費者被害の契約年間解約（除）成立件数（件）	94	87	56	99	108	169	90	90
	2交通安全の推進	交通事故による年間死傷者数（人）	889	772	650	547	522	534	530	510
		安全運転講習会年間参加者数（人）	300	267	219	0	0	0	330	360
		交通安全教室年間参加者数（人）	5,277	3,603	3,533	3,276	3,831	3,551	3,600	3,600
		放置自転車の撤去件数（台）	425	318	281	146	130	166	160	110

施策の重要業績評価指標一覧表

第6章 快適で住みやすいまちづくり（快適・憩い・生活基盤）

節（部門）	施策	重要業績評価指標（KPI）	進捗状況						R5目標値	R10目標値
			H29	H30	R1	R2	R3	R4		
1道路・交通	1快適で住みやすいまちづくり	コミュニティバスの年間利用者数（人）	154,490	160,494	180,147	146,430	150,281	168,762	200,000	230,000
		観光周遊バスの年間利用者数（人）	5,725	6,595	7,627	5,089	5,447	6,579	9,000	10,800
	2道路環境の充実と道路網の整備	橋梁の修繕済数（橋）	10	15	15	16	16	16	16	18
		事業中の都市計画道路整備完了数（路線）	0	0	0	2	2	2	2	3
2公園・緑地	1憩いとレクリエーション空間の形成	市民一人あたりの公園面積（㎡）	8.06	8.39	8.71	9.03	9.02	9.02	9.06	9.36
3上下水道	1安全で安定した水の供給	水道管路の耐震適合率（％）	34.1	35.7	35.7	36.7	38.0	39.0	41.4	48.3
		水道の有収率（％）	90.1	89.4	90.3	90.8	92.5	92.9	92.5	95.0
	2下水道整備の推進	下水道処理（汚水）の人口普及率（％）	38.4	39.9	40.8	41.5	42.6	44.3	44.0	50.0
		下水道処理（汚水）の水洗化率（％）	90.7	90.3	90.9	91.0	90.6	89.5	91.2	91.7
		生活排水処理率（％）	75.03	75.19	77.48	79.35	81.43	82.91	84.01	92.34
4住宅	1安全で快適な住宅地の整備	民間建築物の耐震化率（％）	83.0	83.9	84.2	84.4	84.6	84.8	90.0	95.0
		空き家バンクへの登録物件数【累計】（件）	57	87	103	123	137	148	198	323
		管理不全な空家等に対して行った助言・指導等により改善又は除却された空家等件数【累計】（件）	5	13	29	38	53	88	96	136
	2市営住宅の整備	市営住宅の耐震化率（％）	54.7	54.7	61.2	61.2	68.5	68.5	74.3	100.0
		エレベーター設置によるバリアフリーアクセス住戸（％）	43.4	43.4	49.1	49.1	55.0	55.0	60.8	83.7
		浴室設置住戸の割合（％）	70.3	70.3	77.7	77.7	86.9	86.9	86.9	100.0
5市街地整備	1地域に合った都市機能の形成、安全で快適なまちづくりの推進	地区計画等の活用による駅周辺の土地利用の誘導件数（件）	5	6	6	6	7	7	6	7